

農業経営と「農業近代化」諸施設

— 石川県の一例 —

伊 藤 喜 雄

- | | |
|----------------|-------------------|
| はしがき | 三 農業経営の展開過程 |
| 一 調査対象 | 1 プラス・アルファ・ターンの基盤 |
| 二 農業経営の分化とその特質 | 2 水稲+酪農類型の展開 |
| 1 農業経営の類型と変動 | (イ) 共同酪農の成立と崩壊 |
| 2 経営類型分化の基礎条件 | (ロ) 個人酪農の展開 |
| 3 経営類型と日雇兼業化 | (ハ) 酪農経営と「近代化」技術 |
| 4 経営類型と「近代化」技術 | 3 水稲専作類型の展開 |

は し が き

第2次大戦以後における日本資本主義の復活およびその後の「高度経済成長」を保障した一つの重要な基礎条件として、農地改革とその諸結果を指摘しうる。農地改革は、さまざまな限界をもつてはいたが、第1には、自作農経営の広汎な創出によつて、日本資本主義の国内市場を戦前とは異質なものとしつつ、量的にも決定的に拡大した。第2に、創設自作農を担い手とする農業生産力の急速な向上がみられ、食糧自給度の向上、輸入食糧の減少を媒介として、工業原料の輸入拡大、国際収支の改善を可能とした。また農業生産力の向上が、動力耕耘機等を中心とする省力技術を含んだことによつて、多量の労働力を農業から排出させた。

以上のような、農地改革によつて作り出された広汎な自作農経営と、日本資本主義の復活とのいわば適合的な関係は、「高度経済成長」の進展にともなつて急速に崩壊してくる。国内市場における農村市場の位置の相対的縮小、貿易量の拡大にともなう農産物部門の相対的縮小という事態が進行した。また、農業から工業に対する労働力の供給も、零細な自作農経営を前提とするかぎり、いちはやく限界に達せざるをえない。農地改革の諸結果が、資本主義の復活、その後の「高度経済成長」の基礎条件でありながら「高度経済成長」の持続的な発展に対しては逆に桎梏となる関係がここにあらわれる。資本主義にとつて、より適合的な形態に、農業を再編しなければならない要請が生じる。市場的には、従来、軽工業、もしくはたかだか化学肥料工業にとつての市場という性格の強かった農村市場を、重機械工業にとつての市場にかえねばならぬし、またそれを通じて、農業からより多くの追加労働力を工業に供給しなければならない。これらの要請は、農業の食糧供給機能がすでに一定水準に到達しているという認識、あるいは工業の輸出力が、食糧輸入の一定の増加を許容しようという認識、極端な場合は、食糧輸入の増大をテコとして工業品輸出市場を拡大しようという主張によつて支えられた。

農業基本法(1961年)に体系化された政策理念は、右のごとき要請を現実化させたものといふ。農業基本法は、いわゆる「宣言立法」であつて、具体的な諸施策は、別途、立法・予算措置を講じることになつてはいるが、ここで宣言もしくは唱導されている理念は、一言でいつて、農業を「近代化」しなければならないということである。そのための「政策の

柱」は「生産政策」「所得政策」「構造政策」の3本とされており、前述の要請にこたえるための中心政策としては、いうまでもなく「構造政策」が位置づけられる。すなわち、「生産政策」においては、従来の物量視点が放棄されて、一義的な生産性視点が確立されている。あたらしい（大型）機械化技術の採用によつて、労働力を節約することが、ここでの中心課題となつている。これは「構造政策」推進の技術的前提である。「所得政策」は、従来価格政策としておこなわれていた諸施策を、あたらしく「所得政策」として再編したものだが、その意味は価格政策のおちいりやすい欠点、すなわち、生産物別の価格調節政策が、農業全体としてのアンバランスをうみ出しやすいこと、それが過度の財政支出を必要としたり、あるいは「選択的拡大」の妨げになりやすいこと、などをチェックする点にあつた。さらにいえば、従来の価格政策（とくに米価政策）が、農業保護政策としての価格維持政策であり、それが零細な自作農経営を温存させている、という認識にもとづいて、そのような価格政策を廃止したい、という期待が「所得政策」という用語のなかにこめられている。「所得政策」は、「構造政策」の経済的前提という位置にあるとみてよい。

こうして、「構造政策」は、それ自体「自立経営・協業経営の育成」「農地の流動化」などの具体的内容をもちつつ、他方、農業政策全体の中心的地位にある。さきに、基本法農政の理念を一言で「近代化」政策と要約したが、それは右のような政策体系を前提とした「構造政策」として、具体化されている。

さて、以上のごとき背景と内容をもつて登場した基本法農政に対しては、周知のごとくさまざまな議論がおこなわれた。基本法農政の理念に賛同し、その諸施策をなお不十分なものとする議論は捨象するとしても、これに反対もしくは批判する議論でもさまざまな見解が存在した。たとえば「農業基本法などというものが、何か日本の農業問題を基本から解決しうるものよくなえられはじめ」ているけれどもその「結果はあるいみで知っている」として、これを軽視もしくは無視する見解、あるいは「農民不在の農業政策論」という言葉で基本法農政が「独占資本の立場から農業問題をとりあげ」ている点をするどくついている見解、さらには、基本法農政を逆手にとり、労働者・農民のイニシアチヴのもとで、その不十分さ、あるいは資本家的性格を変質させていくべきだとする、いわゆる構造改革派の見解等々が存在した。

これらの諸見解について詳論することは、ここでの問題でない。指摘したい点は、いずれもが、いわゆる「政策論」として展開されており、しかもそれが十分に説得的な「現状分析」をふまえたものでなかつたとおもわれる点である。いま紹介した第1の見解にしても、結局は「独占資本は農業問題を解決しえない」という命題を、基本法農政の局面に適用しているにすぎないし、第2の見解の場合も政策批判としては的を射たとしても、それではかかすべきかという反問には充分答えるところがなかつた。公式主義・農本主義といった反批判を受ける弱点をもつていたのである。さらに第3の見解は、修正主義という反批判が加えられている点からも推察されるごとく、それが基本法農政に真に対決する見解かどうかさえ問題となりうる。これらの議論は、「現状分析」ぬきの「政策論」として展開され、したがって相互に内在的な批判とはならず、かつ、基本法農政批判としてもきわめて不十分なものにとどまつた。討論がかみあわないままに時間が推移し、事態が進行している。基本法農政をめぐる論議から教訓をえるとすれば、このような政策批判の方法的反省だけしかえられないのであるまいか。

ところで、上述のごとく、基本法農政の中心視点が、資本の側からする農業の「近代化」政策であるとするならば、農業の側からの「近代化」指向が、どのように内発的に形成されているかを提示し、それと基本法農政の「近代化」政策とを対比することが、政策批判を「科学的」たらしめる唯一の方法だつたと思われる。問題の背景に、農工間の不均等発展があり、その矛盾が、農地改革後の自作農経営の内部に堆積されていたことからすれば、農業の側からの自生的な再編方向を、基本法農政の問題化した時期にあきらかにすることは必要不可欠のことだつたが、それはなされなかつた。基本法論争に先行した農民層分解をめぐる論争は、あるいみでこの課題に立ちむかつたものだが、しかし、それとて農民層の自生的分解を評価しない方向性がよりつよく、基本法農政の内在的批判の素材にはなりえなかつたのである。

以上のことから、問題は自作農経営を出発点とし、そこからどのような近代化指向が醸成されつつあるか、いかにすれば自生的な農民層分解がいかに進行しているかをあきらかにし、それによつて基本法農政をも科学的実証的に批判するところにあるといつてよいが、しかし、これをただちにこの小稿で果そうとするわけではない。小稿は、上の課題を果すための一素材として、基本法農政による「近代化」政策が、現実の農業経営においてどのように具体化されているかを、かぎられた事例について観察しようというだけである。

叙述の方法としては、多くの分析がしているように、基本法農政がどのように実施され、農業経営にいかなるイムパクトを与えているか、という方法でなく、現実の農業経営がいかなる運動をおこなつており、そこでこのイムパクトがどのように受けとめられているか、というのべかたをしている。上述の問題状況からみて、こうした視角が欠けていたと思われるからである。

- 1) 大内力「日本資本主義と農業——農業基本法の背景——」日本農業年報9巻所収
- 2) 近藤康男「農民不在の農業政策論」朝日ジャーナル1960年8月、のちに「何が農業基本問題か」に集録
- 3) 基本法問題の論争は、多様な形態でおこなわれたが、さしあたりは「日本農業年報11巻——構造改善、その意図と現実」所収の討論会を参照されたい。
- 4) 拙稿「稲作中型技術の形成」日本の農業、48集参照
- 5) 犬塚昭治「農民分解論の問題点」参照、農業協同組合、1961年7月号所収
- 6) このような報告は多数存在しているが代表的なものとしては、橋本玲子「農業構造改善事業」阪本楠彦編「基本法農政の展開」所収がある。
- 7) 付記しておけば、小稿は1964年11月に調査を行ない、65年2月に脱稿した調査ノートである。その後の事態を補足しなければならないが、調査の機会がないままにとりあえず発表することにした。これを一つの素材として、本文でのべた課題に直接アプローチする作業は別稿を期したい。

一 調査対象

石川県松任町は、加賀平野の中心部、手取川右岸扇状地の中心部に位置を占める。水田率ほぼ100%、1戸当り水田1.5ヘクタール、石川県としては、稲作上層農の集中した高位生産力地帯である。

調査部落“平松”は、松任町の中でもとくに、水田規模の大きさ（1戸当り2ヘクター

ル)米反収の高さ(約600kg)を誇っている。

北陸水田単作地帯のチャンピオンと目されるこの平松部落は、1961年以降、基本法農政の集中的な“恩恵”にあずかっている。すなわち、第1に、同年「農業機械化実験集落事業」の指定をうけた。これは、大型一貫機械化稲作を実現する現地実験という意味をもち、大型トラクター・コンバイン・ライスセンター等の必要な機械・施設を無料で国から貸与される。第2には、この実験事業を成功させるための「北陸地区農業機械化調査会」なるものが設立され、国・県の試験場、地域内の大学のスタッフによる濃密な技術指導・経営指導の体制が整えられた。これらのことを前提として第3に、1962年から、農業構造改善事業の指定も受けて、土地基盤整備・稲作の機械化・省力化を通じて水田酪農の形成をめざすこととなつた。

これらの諸事業は、1962年春からのトラクター導入、同年冬・63年冬の2ケ年に亘る土地基盤整備事業(約47ヘクタール)、63年秋のコンバイン・ライスセンター導入、65年からの構造改善事業による大型トラクターの追加導入、という展開をとげる。この間、農業経営の側でも、多様な変化をとげている。

以下、その経営変化の態様を追跡してみよう。あらかじめ、その手順を示せば、まず、平松部落における農業経営の分化傾向を類型化して、それらがいかなる特質をもつかを検討する(二)。つぎに、そのような経営分化がいかなる要因にもとづいていたかを、一般的なかたちで推察し(三一1)、その具体的な展開構造を、水稲+酪農経営(三一2)、水稲専作経営(三一3)の2つの類型について検討する。

- 1) これらの事業は、石川県農林部「農業機械化実験集落事業実績報告書」各年次に、詳細な内容がのべられているが、ここでは紹介をなるべく省いた。農業経営の側から、これらの事業をみていく本稿の視点からはそれで足りるし、必要に応じて説明すればよいことである。

二 農業経営の分化とその特質

1 農業経営の類型と変動

第1表は、「1960年センサス」、「農業機械化実験計画書」、「同上実績報告、62年」「同上、63年」および実態調査にもとづいてつくった平松集落の農家一覧である。その配列は、1960年センサスにおける経営耕地面積によつている。

この表で1960年センサス、および「計画書」(61年)の数字は、1960~'61年の経営類型を、実験集落開始以前の状態を知るてがかりとして表示したものであり、「実績報告」(62~3年)は、実験集落事業—基盤整備事業の実施過程における農業経営の状態を知るためにかかげたものである。さいごに64年の実態調査は部分的なものではあるが、調査時げんざいの状態を知るためにかかげた。

平松集落は、平均耕地面積が約2ヘクタールであり、げんざいの水準では大規模経営のところであるが、耕地面積の面での経営分化はそれほどいちぢるしくない¹⁾。表の耕地面積の欄をみればあきらかなように、最大でも2.6ヘクタールしかなく、それと、最少の約1ヘクタール経営のあいだに、25戸の農家が分布している。とくに2ヘクタール前後のところほとんど大部分の農家が集中しているのが特徴であり、1ヘクタール前後の農家はすくない。

したがって、通例みられるように、まず耕地面積別の階層区分をおこない、それを基準と

第1表 農 家

農家番号	農 業 勞 働 力						兼 業 者 構 成	
	65年2月1日計 男+女	61年	62年	63年	64年	64年の構成	60年2月 センサス	64年12月 実態調査
1	4 2+2	4 2+2	4 2+2	4 2+2	—	—	三男24 工具	—
2	3 2+1	3 2+1	4 2+2	4 2+2	4 2+2	主 妻 男 嫁 55 51 25 22	主50 商事会 社臨時	二男20 工具 三男17 工具
3	3 1+2	2.5 1+1.5	2.5 1+1.5	2.5 1+1.5	—	—	—	—
4	4 1+3	4 2+2	3 1+2	3 1+2	3 1+2	主 妻 母 36 34 59	父61 農協組合長 弟26 工具	—
5	3 1+2	2 1+1	3 1+2	3 1+2	—	—	弟21 運転手	—
6	4 2+2	3.5 2+1.5	3.5 2+1.5	3.5 2+1.5	—	—	—	—
7	3 2+1	4 2+2	4 2+2	4 2+2	?	?	父 ワラ加工 自営	—
8	3 1+2	3 1.5+1.5	3 1.5+1.5	3 1.5+1.5	—	—	—	—
9	3 1+2	2.5 1+1.5	2 1+1	2 1+1	—	—	—	—
10	3 2+1	2.5 1.5+1	2.5 1.5+1	2.5 1.5+1	—	—	—	—
11	3 1+2	2.5 1+1.5	2.5 1+1.5	2.5 1+1.5	—	—	主38 日雇	—
12	4 2+2	3.5 2+1.5	3.5 2+1.5	3.5 2+1.5	—	—	二男23 <small>セールスマン</small> 三男20 工具	—
13	3 1+2	3 1+2	2.5 1+1.5	2.5 1+1.5	3 1+2	主 妻 母 38 33 59	—	主38 土工日 雇
14	2 1+1	2 1+1	3 2+1	3 2+1	3 2+1	主 妻 長男 52 47 21	—	—
15	2 1+1	2.5 1.5+1	3 2+1	3 2+1	3 2+1	主 妻 長男 55 52 22	—	長男22 冬季 運転手
16	4 2+2	3.5 1.5+2	3.5 1.5+2	3.5 1.5+2	2 1+1	主 妻 (父)(母) 39 35 64 61	—	—
17	4 2+2	4 2+2	4 2+2	4 2+2	4 2+2	主 妻 父 母 31 28 54 51	—	三妹19事務員 三弟17 工具
18	2 1+1	2.5 1.5+1	3 2+1	3 2+1	—	—	—	—
19	2 1+1	2 1+1.5	2 1+1	2 1+1	2 1+1	主 妻 44 42	主40 自営	主 妻 ワラ加 工自営
20	3 1+1	3 1+1	3 1+1	3 1+1	3 1+1	主 妻 40 38	—	—
21	3 1+2	3 1+2	3 1+2	3 1+2	—	—	—	—
22	2 1+1	2 1+1	2 1+1	2 1+1	3 1+1	主 妻 51 44	主46 ワラ加 工自営	長男21職員 (2.5万) 二男19工具 (1.8万)
23	1 0+1	1 0+1	1 0+1	1 0+1	—	—	—	—
24	3 1+2	2.5 1.5+1	1 0+1	1 0+1	—	—	—	—
25	2 1+1	3 1.5+1.5	1.5 0.5+1	1.5 0.5+1	—	—	—	—
72.0 32.0+40.0		70.5 43.5+36.0	69.0 33.0+36.0	69.0 33.0+36.0				

資料 1960年センサス「農業機械化実験計画書, 62年4月」「農業機械化実験集落事業実績報告書, 62実験年度」「同左63実験年度」および実態調査(64年12月)

—は実態調査の対象とならない農家

して経営の特質を考えていくというやりかたは、さしありあまり有効ではないようだ。もつと別の分析基準を考えなければならない。

表示した指標は、農業労働力、兼業状態、耕地面積、家畜の4つであるが、このうち農業労働力は経営の主体的側面をあらわし、兼業状態、耕地面積、家畜は経営＝労働力利用の対象的側面をあらわしている。この主体的側面にたいする対象的側面の結合様式による分類は意味をもつだろうか、というのがわれわれの着想である。対象的側面のうち、耕地面積については、すでにのべたとおりがいて均一的な特徴をもっていた。この耕地は、ほとんどが水田でかつ水稲を栽培している。それ以外の作物は、のちにのべる裏作の飼料作物をのぞけばとるにたりない。そのことを考慮すれば、右の耕地面積の均一性は、そのまま水稲作経営としての均一性とよみかえても大過ない。このように、すべての農業経営が水稲作経営であることを前提として、それに、兼業状態、家畜という対象的側面が結合している。それらの組み合わせによつて、農業経営を類型区分してみよう。まず家畜については、ニワトリと乳牛があり、かつ乳牛については、個人経営と共同経営がみられる。だから、われわれは、水稲作を基礎としつつも、それだけをやっている水稲専作経営と、水稲＋家畜経営を区別し、さらに後者を水稲＋ニワトリ、水稲＋個人酪農、水稲＋共同酪農の3つに細分しよう。

つぎに兼業状態についていえば、2・3男労働力の兼業は考察から除外したほうがいい。これらの2・3男兼業者は、げんざいの諸条件を前提とすれば、早晚、農業経営の外部に流出するものと考えていいし、当面の農業経営にとつても関連はうすいからである。つぎに、表示した事例では農協組合長という役員兼業からみられるがこれも考察から除外したい。労働力利用というばあい、とうぜんに前提としている、収入活動が第一義的であるということが、かならずしもみだされてないからである。このように兼業の考察を、農業経営の基幹的労働力が収入を目的としておこなうものにしぼつてみると、表の事例では、わら加工兼業と、臨時・日雇兼業、(㉒農家の商社会社臨時・㉓農家の冬季の運転手兼業もふくむ)職員兼業(㉔農家)の3つの形態がのこされる。

このうち、臨時・日雇兼業および職員兼業という労働力利用は、その対象的側面がまったく農業経営の外部に存在しているという特質をもつ。したがつて、これはのちにふたたびふれることとして、さしあたりわれわれの問題である農業経営の類型区分においては、分析の視野から外しておくことにする。のこされた兼業状態としてはわら加工だけであるが、これを農業経営の一部門だと考えることにしよう。それが主として自家生産物のわらを原料とし、自己の農業生産手段＝作業場・原動機などを農閑期に利用しておこなう収入活動であり、若干の労働力は雇用するとしても、主体は家族労働力だからである。もちろんどの農家においてもわら加工はおこなわれるわけであるが、それはしかし、主として自給生産であつて本質的には水稲作業の一環であるのにたいし、これらのわら加工兼業農家は、それを直接的に商品生産としておこなっている。われわれはこれらのわら加工兼業農家を、水稲＋わら加工の経営類型として区別することとする。

以上、てつづきの説明がはんぎつになつたが、ともかく、水稲専作、水稲＋ニワトリ、水稲＋個人酪農、水稲＋共同酪農、水稲＋わら加工という5つの経営類型を区分してみた。個々の農家がそれぞれの時期において、どのように分類されるかということをしめたのが第2表である。なおこの表の64年で実態調査の対象にならなかつた農家については、集落代表者からのききとりで補足した。

第2表 農業経営の類型区分

	60～61年の経営タイプ	62～63年の経営タイプ	64年の経営タイプ
1	水稲専作	水稲+ニワトリ	水稲+ニワトリ
2	水稲専作	水稲+個人酪農	水稲専作
3	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
4	水稲+個人酪農	水稲+共同酪農(第一牧場)	水稲+共同酪農
5	水稲専作	水稲専作	水稲専作
6	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
7	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工
8	水稲専作	水稲専作	水稲専作
9	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
10	水稲専作	水稲+ニワトリ	水稲+ニワトリ
11	水稲専作	水稲専作	水稲専作
12	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農+ニワトリ	水稲+ニワトリ
13	水稲専作	水稲+共同酪農(第三牧場)	水稲専作
14	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
15	水稲専作	水稲専作	水稲専作
16	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
17	水稲+個人酪農	水稲+個酪+共酪(第三牧場)	水稲+個人酪農
18	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
19	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工
20	水稲専作	水稲+共同酪農(第三牧場)	水稲+個人酪農
21	水稲+個人酪農	水稲+共同酪農(第一牧場)	水稲+共同酪農
22	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工(共同)	水稲専作
23	水稲専作	水稲専作	水稲専作
24	水稲+個人酪農	水稲専作	水稲専作
25	水稲専作	水稲専作	水稲専作

第2表をかきかえて、それぞれの農家がどのような種類のあいだを変動してきたかを相関表でしめすと第3表がえられる。表側、および表頭には、5つの経営類型をおき、個々の農家を第1表の農家番号であらわした。3時点比較なので、表の左半分で、実験集落事業開始前(表頭)と実施中(表側)の変動をしめし、さらに後者をそのまま右半分にもつてきて、調査時現在ではどうなっているかをしめた。(表頭の右半分)なお経営類型の順序は表でみられるとおりの配列をしているが格別の意味はない。念のために読みかたを例示しておけば、たとえば表の左下に位置を占める③農家は、60～61年当時は水稲専作経営(左半分の表頭)だったが、その後、水稲+共同酪農経営(表側)にかわり、さらに調査時にはふたたび水稲専作経営(右半分の表頭)にかわつたというぐあいによむのである。また、⑩農家は、62～63年当時の位置が、水稲+ニワトリ経営と、水稲+個人酪農経営の中間にあるが、それはニワトリも個人酪農も両方やっていたからである。げんみつに言えば水稲+ニワトリ+個人酪農という経営類型の設定を必要とするが、省略して表のようなあらわしかたをした。同様に、⑭農家は、水稲+個人酪農から、水稲+個人酪農+共同酪農というかたちにかわり、さらにまた水稲+個人酪農にもどつたという事例である。中間の時期にこうした特殊例があ

第3表 農業経営類型の変動

	60～61年の経営類型					計 延 実	64年(調査時)の経営類型					
	水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農		水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農	
62 ～ 63 年 の 経 営 類 型	水稲専作	⑤ ⑧ ⑪ ⑮ ⑳ ㉑ 6 戸	0 戸	0 戸	㉒ 1 戸	0 戸	7 戸	⑤ ⑧ ⑪ ⑮ ⑳ ㉒ ㉓ 7 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+ワラ加工	0 戸	⑦ ⑱ ㉔ 3 戸	0 戸	0 戸	0 戸	3 戸	㉔ 1 戸	⑦ ⑱ 2 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+ニワトリ	① ⑩ 2 戸	0 戸	0 戸	⑬ 1 戸	0 戸	3 戸	0 戸	0 戸	① ⑩ 3 戸	0 戸	0 戸
	+個人酪農	② 1 戸	0 戸	0 戸	⑥ ⑭ ⑰ 5 戸	0 戸	6 戸	② 1 戸	0 戸	⑥ ⑭ ⑰ 4 戸	⑱ 1 戸	0 戸
	+共同酪農	③ ⑨ ⑬ ⑯ ㉑ 5 戸	0 戸	0 戸	④ ㉕ 3 戸	0 戸	8 戸	③ ⑨ ⑬ ⑯ 4 戸	0 戸	⑱ 2 戸	④ ㉕ 2 戸	
	計	14 戸	3 戸	0 戸	10 戸	0 戸	27 戸	13 戸	2 戸	4 戸	6 戸	2 戸
計	14 戸	3 戸	0 戸	8 戸	0 戸	— 25 戸	13 戸	2 戸	3 戸	5 戸	2 戸	

るため、前・後の時期の各類型別にしめしてある合計戸数は、延戸数と実戸数で表示するという奇妙なこととなつたが、考察にはさしつかえない。

個別事例の検討はあとまわしとし、ここでは、右の類型間の戸数変動だけを確認しておこう。みられるとおり、1960～61年＝実験集落事業開始以前における主要な経営類型は、水稲専作経営と、水稲＋個人酪農経営だつた。前者が14戸、後者が8戸という分化である。のこりの3戸は水稲＋わら加工経営であり、それ以外の類型はまだみられなかつた。その後62～63年の時期になると、右の水稲専作経営は、ニワトリを始める農家2戸、個人酪農を始める農家1戸、共同酪農を開始する農家5戸というぐあいに分化する。また、個人酪農をやっていた農家1戸（のちに注記する耕地縮少農家）が水稲専作にもどり、3戸が共同酪農を始めるというごきをみせる。類型別の戸数は表のとおりだが、酪農経営が合計で13戸（延戸数では14戸だが）に増加し、とくに共同酪農農家が8戸にふえたことが注目される。

64年12月——調査時点——になると、右の類型分化はふたび変動して、水稲専作13戸、水稲＋わら加工2戸、水稲＋ニワトリ3戸、水稲＋個人酪農5戸、水稲＋共同酪農2戸、という状態となる。2～3の例外をのぞけば、60～61年当時とかわらない状態に逆もどりした。変化の特徴は——表をみればあきらかなのだが——前の時期に酪農を開始した農家が、⑩農家をのぞいて、ことごとく水稲専作経営に逆もどりしたということである。その⑩農家も、共同酪農から個人酪農にかわり、共同酪農としては、④・⑫の2戸（第一牧場）のみが存続している。

- 1) 第1表でみるごとく、ほとんどの農家において、耕地面積はたいへん固定的なのだが、⑦・⑫農家の2戸だけが変動している。⑦農家はききとり調査によれば59年に48アールを購入し、経営耕地は2.7ヘクタールとなつたが、それ以降はかわらないという。センサス、その他の資料がまちがっているとと思われるが、そのままにしておいた。24農家は、表示した間に、家族の事故があり耕地を縮少している。
- 2) ハクサイ、カンランなどの秋野菜の作付が、61年には1.6ヘクタール、62年には0.8ヘクタールみられたが、個々の経営にとつてみれば、最大でも20アールでしかなく（前出「計画書」「実績報告」による）水稲＋秋野菜の経営類型を設定するほどの意義はない。われわれの調査時点においてもその作付減少はいつそう甚しかつた。62年の減少は耕地整理事業の影響といわれ、その後の減少は価格の不安定によると説明された。
- 3) あえて意味を付するとすれば、第3表の類型配列順序は、水稲単作経営にあらたな部門を結合するばあいの難易、もしくは水稲部門との競合度のちがいにともずいていると考えてもいい。とはいえ、のちのべるように、これらの追加部門はいずれも水稲部門を温存し、それと競合しない限界内できり入れられているのであるから、事実上配列順序はどうでもよい。

2 経営類型分化の基礎条件

以上、平松集落の農業経営は、ここ数年、おおきい変動を経験したのであるが、その変動はいかなる要因にもとづいていたのだろうか。そのうちもつとも基礎的な条件とおもわれる労働力と耕地について、経営類型変動との関連をみておこう。

まず第4表で、労働力との関連をみよう。農家番号の上にかいた数字は、第1表にもとづく個々の農家の農業労働力数である。

この表から何がわかるか。個々の事例についてはかなり問題はあつたのだが、おおすじとしてはつぎのことがらを読みとつてさしつかえない。第1に、60～61年当時、個人酪農をやつ

第4表 経営類型変動と農業労働力

	60～61年の経営類型と61年の労働力					計 延 実	64年(調査時)の経営類型と63年の労働力					平 均				
	水 稲 専 作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農		水 稲 専 作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農					
62 年 の 経 営 類 型	水 稲 専 作	2 ⑤ 2.5 ⑮ 平均2.33人	3 ⑧ 1 ⑳ 3 平均6人	2.5 ⑪ 3 ㉓ 平均3人	2.5 ㉔ 平均2.5人	1 平均1人	0 平均0人	0 平均0人	7 平均7人	— 平均—人	3 ⑥ 1 ㉕ 平均2.14人	3 ⑧ 1.5 ㉖ 7 平均2.14人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	2.14人
	+わ ら 加 工	0 平均0人	4 ⑦ 2.52 ⑰ 2 ㉔ 平均2.83人	2 平均2人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	2 ⑱ 平均2人	1 平均1人	4 ⑦ 2 ⑲ 平均3人	2 平均2人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	2.66人
	+ニ ワ ト リ	4 ① 2.5 ⑩ 平均3.25人	2 平均2人	0 平均0人	0 平均0人	3.5 ⑫ 1 平均3.5人	1 平均1人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	4 ① 2.5 ⑩ 平均3.33人	3.5 ⑬ 3 平均3.33人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	3.33人
	+個 人 酪 農	3 ② 平均3人	1 平均1人	0 平均0人	0 平均0人	3.5 ⑭ 2 ⑮ 2.5 ⑯ 平均3.1人	4 ⑲ 5 平均4.5人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	4 ⑲ 平均4人	1 平均1人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	3.5人
	+共 同 酪 農	2.5 ⑳ 3.5 ㉑ 平均2.7人	2.5 ㉒ 3 ㉓ 2 ㉔ 平均2.75人	3 平均3人	0 平均0人	0 平均0人	2.5 ⑳ 3 ㉑ 4 ㉒ 2 ㉓ 3 ㉔ 平均3.2人	3 平均3人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人	2.5 ㉒ 2 ㉓ 2.5 ㉔ 3.5 ㉕ 平均2.87人	3.5 ㉖ 3.5 ㉗ 3.5 ㉘ 平均3.25人	0 平均0人	0 平均0人	0 平均0人
平均又は計	14 平均2.65人	3 平均2.83人	0 平均0人	10 平均2.94人	0 平均0人	27 平均2.82人	— 平均—人	25 平均2.37人	13 平均2.37人	2 平均3人	4 平均3.33人	6 平均3.1人	2 平均3人	2 平均3人	2.76人	

(注) 左半分の労働力数は61年「計画書」、右半分の労働力数は63年実績報告による。

ていた農家は、1戸当り平均労働力が、2.94人でもつとも多いことを特徴としていた。わら加工農家の2.83人がこれにつづき、水稲専作農家は2.65人でもつともすくない。第2に、前述のごとく、62～3年にかけての経営分化は、水稲専作経営の分化が主体だつたのだが、それらの農家は、水稲専作経営のなかでは1戸当り労働力の多い農家であつた。すなわち、第4表のいちばん左側、水稲専作経営から分化した農家グループについてみると、ニワトリを始めたグループ(①・⑩農家)は3.25人、個人酪農を始めた農家(②農家)3人、共同酪農を始めたグループ(③・⑨・⑬・⑯・⑳農家)2.7人となつている。そして、水稲専作経営としてのこつた農家グループ(⑤・⑧・⑪・⑮・㉑・㉒農家)の平均労働力は、わずかに2.33人となる。合計欄でしめしたこの当時の類型別の平均労働力は、+ニワトリが最高で3.33人、以下+個人酪農3.08人、+共同酪農2.87人、+わら加工2.83人、水稲専作2.35人という序列となる。第3に、おなじ酪農でも、個人酪農が共同酪農よりも豊富な労働力をもつている点にも注意しておこう。64年になつても以上の特徴はほとんどかわつていない。なお、64年には、おくれて酪農を開始した農家グループは、㉑農家をのぞいてことごとく水稲専作経営に逆もどりしたこと前述のとおりだが、これらの農家は水稲専作経営としては、相対的に多い労働力をもちながらも、ほかの類型にくらべれば——とくに酪農家グループと対比せよ——労働力はすくないという特徴をもつ点にも注意しよう。

以上の労働力の多少は、経営諸類型の特質把握にさいして重要な示唆を与えているが、ここで労働力の多少というばあい、与えられた耕地にたいしての多少だということはいうまでもない。そこでつぎに耕地面積についても検討しよう。

第5表がそれをしめす、つくりかたは前表とまつたくおなじだ。前にもふれたごとく、平松集落においては、経営耕地面積での差がすくないため、この表から多くのものを読みとることは困難だが、要点を指摘すればつぎのようになる。第1に、当初個人酪農をはじめていた農家グループは、耕地がややすくなく(平均1.93ヘクタール)、水稲専作経営だつた農家グループは、やや多かつた(平均2.14ヘクタール)、第2に、その後後から分化した農家グループは、がいして大経営の農家だつた。すなわち、ニワトリを始めた農家は2.41ヘクタール、個人酪農を始めた農家は2.59ヘクタール、共同酪農を始めた農家は2.14ヘクタールの耕地を経営していたのであり、それらはいずれも既存の酪農家よりもいくらか多めの耕地規模である。その結果、62～3年当時には、水稲専作類型(1.72ヘクタール)よりも酪農経営(個人酪農2.16ヘクタール、共同酪農2.08ヘクタール)のほうが、耕地規模が大きいという現象が生じる。しかし、第3に、これらのおくれて酪農を開始した大規模農家グループは、64年にはふたたび水稲専作経営に復帰する。そのため右の耕地差は縮少し、水稲専作1.94ヘクタール、個人酪農1.98ヘクタール、共同酪農2ヘクタールというぐあいに均衡している。

以上、労働力と耕地面積についての考察を総括する意味で、農業労働力1人当りの耕地面積を表示すると第6表がえられる。かんたんにもみるために、個別農家のそれは省略して平均数字のみをしめした。前諸表とおなじやりかたで読んでみると、第1に、当初酪農をはじめていた農家は、1人当り耕地がせまく(0.66ヘクタール)、水稲専作経営のそれは広かつた。

(0.81ヘクタール)、第2に、その後水稲専作経営のうちの大規模農家が酪農を開始したため、酪農類型の1人当り耕地規模は拡大し、水稲専作経営との差を消滅させる。第3に、64年になると右の農家グループがふたたび水稲専作経営にもどるため類型別の1人当り耕地差

第5表 経営類型の変動と経営耕地面積

	60～61年の経営類型と61年の耕地面積					平均又は計 延 実	64年(調査時)の経営類型と63年の耕地面積					平均
	水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農		水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農	
62 年の 経営 類型	水稲専作	23.5 22.0 21.4 ⑤ ⑧ ⑪ 20.9 11.8 9.9 ⑮ ⑳ ㉔ 平均18.2 6 j ⁱ			11.4 ㉔ 平均11.4 1 j ⁱ		23.5 22.0 21.4 20.9 ⑤ ⑧ ⑪ ⑮ 11.8 8.7 10.3 ⑳ ㉔ ㉔ 平均16.9 7 j ⁱ					平均16.9
	+ワラ加工		20.0 18.2 15.9 ⑦ ⑩ ㉔ 平均18.0 3 j ⁱ				15.9 ㉔ 平均15.9 1 j ⁱ	25.1 18.2 ⑦ ⑩ 平均21.7 2 j ⁱ				平均19.7
	+ニワトリ				21.2 ⑰ 平均21.2 1 j ⁱ				26.3 22.0 ① ⑩ 平均23.1 j ⁱ			平均23.1
	+個人酪農	25.9 ② 平均25.9 1 j ⁱ			22.7 21.0 18.6 ⑥ ⑭ ⑱ 平均21.5 j ⁱ		25.9 ② 平均25.9 1 j ⁱ			22.9 21.0 18.6 ⑥ ⑭ ⑱ 平均20.5 j ⁱ		平均21.6
	+共同酪農	25.9 21.7 21.1 ③ ⑨ ⑬ 21.5 16.8 ⑯ ㉔ 平均21.4 5 j ⁱ			23.9 16.1 ④ ㉔ 平均19.9 3 j ⁱ		25.9 21.7 21.1 22.7 ③ ⑨ ⑬ ⑯ 平均22.8 4 j ⁱ			16.8 ⑰ 平均16.8 2 j ⁱ	23.9 16.1 ④ ㉔ 平均20.0 2 j ⁱ	平均21.1
	延 実	14 平均21.4 14 j ⁱ	3 平均18.0 3 j ⁱ	0	10 平均19.3 8 j ⁱ	0	27 平均20.0 j ⁱ	13 平均19.4 13 j ⁱ	2 平均21.7 2 j ⁱ	4 平均23.1 3 j ⁱ	6 平均19.8 5 j ⁱ	2 平均20.0 2 j ⁱ

第6表 経営類型の変動と農業労働力1人当り耕地面積

	60～61年の経営類型と61年の1人当り耕地					平均又は 計 延 実	64年(調査時)の経営類型と63年の1人当り耕地					平均
	水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農		水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農	
62 ～ 63 年 の 経 営 類 型	水稲専作 ⑤ ⑧ ⑪ ⑮ ⑳ ㉑ 平均7.9 6	0 ^j	0 ^j	⑳ 平均4.6 1	0 ^j	平均7.3 7 ^j —	⑤ ⑧ ⑪ ⑮ ㉒ ㉓ ㉔ 平均7.9 7	0 ^j	0 ^j	0 ^j	0 ^j	平均7.9
	0 ^j	⑦ ⑱ ㉒ 平均6.4 3	0 ^j	0 ^j	0 ^j	平均6.4 3 ^j —	⑳ 平均8.0 1	⑦ ⑱ 平均7.2 2	0 ^j	0 ^j	0 ^j	平均7.4
	① ⑩ 平均7.7 2	0 ^j	0 ^j	平均6.0 1 ^j	0 ^j	平均6.3 3 ^j —	0 ^j	0 ^j	① ⑩ 平均7.3 3	0 ^j	0 ^j	平均7.3
	② 平均8.6 1	0 ^j	0 ^j	⑬ ⑭ ⑮ 平均7.1 5	0 ^j	平均7.1 6 ^j —	② 平均6.5 1	0 ^j	⑬ 平均6.0 1	⑥ ⑭ ⑮ 平均6.1 4	0 ^j	平均6.2
	③ ⑨ ⑬ ⑯ ㉐ 平均7.9 5	0 ^j	0 ^j	④ ㉑ 平均6.4 3	0 ^j	平均7.3 8 ^j —	③ ⑨ ⑬ ⑯ 平均8.6 4	0 ^j	0 ^j	⑳ 平均6.1 2	④ ㉑ 平均6.7 2	平均8.0
延 14 ^j 実 14 ^j	3 ^j	0 ^j	10 ^j	0 ^j	27 ^j — 平均70.7 ^j — 25	13 ^j	2 ^j	4 ^j	6 ^j	2 ^j	平均7.2	

もふたたび拡大する。

なお、わら加工、ニワトリ農家も、時期によつて多少のちがいはありながら、水稻専作経営よりも1人当り耕地がすくない点も指摘しておく。

- 1) 「計画書」は61年度に作製され、それは1960年センサスを基礎として、若干の修正を加えたものとされている。

3 経営類型と日雇兼業化

さきに留保しておいた兼業状態についてみよう。すでにのべたとおり、われわれの問題にすべき兼業は、経営の基幹の労働力が収入を目的として農業経営の外部に就労するものだったが、前出第1表によると、その事例はすくなかつた。とくに64年の実態調査は、農家の半数しか調査しなかつたので、多くの調査洩れがあるとみていい。

けれどもつぎのような事実は、考察に値するものとおもわれる。

第7表 婦人の日雇兼業

	キャディ	町道工事	燃糸
1	○	○	—
2	◎	○	—
3	◎	○	—
4	—	—	—
5	—	—	—
6	◎	○	—
7	○	—	—
8	—	—	—
9	○	○	—
10	○	—	—
11	—	—	—
12	—	—	○
13	◎	○	—
14	○	—	—
15	—	—	—
16	◎	○	—
17	—	—	○
18	—	—	—
19	○	○	—
20	—	—	—
21	○	○	—
22	○	○	—
23	—	—	—
24	—	—	○
25	—	—	○
	◎ 5戸 ○ 8	10戸	4戸

キャディの◎は今もいつている(土曜、日曜)もの。○は夏にいつたもの、町道工事、燃糸、はいまいつているもの。

集落代表者からのききとりによれば、ここ1~2年は、急激に日雇兼業が増加しているとのことであるが、とくに64年は、それが主婦にまでおよんできたのが特色だという。そこでわれわれは、どの農家の主婦がどんな日雇いに出たかということに彼にチェックしてもらつた。その結果は第7表のとおりである。主婦日雇いの職種は三つあつて、ひとつはゴルフ場のキャディである。これは主として夏場の仕事であつて、いま(12月)は土曜、日曜に、5戸の主婦がいつているだけである。つぎに町道の工事人夫があるが、これはいまはもつとも多い就労形態だ。さいごに燃糸工場の女工という例があるが、これは4戸だけだ。そして、主婦日雇農家の合計は17戸にもなつている。

これらの主婦日雇兼業を、われわれの経営類型と関連させてみるとどうなるか、それをみたのが第8表である。念のために、第1表の男子基幹労働力の兼業(⑩・⑪・⑫農家)もしめした。また考察の便宜上、前述の農家グループを(1)一貫して水稻専作だつたグループ、(2)酪農グループ、(3)酪農中止グループ、(4)わら加工・ニワトリグループにわけ、それぞれ太線でかこんでみた。これらのグループ別にみていくと特徴の第1は、表の左上の一貫して水稻専作経営だつた農家グループで兼業がもつともすくないことである。7戸中3戸しか兼業していない。前にみたとおり、これらの農家は労働力ももつともすくなく、兼業余力をもたぬ農家グループなのだ。

第2は、表の右下にある酪農グループで、やはり兼業農家が相対的にすくない。7戸中4戸だ。これらの農家は、労働力多く、1人当り耕地もせまいことを特質とし

第8表 農業経営類型と兼業

		64年(調査時)の経営類型と兼業				
		水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農
62 年 の 経 営 類 型	水稲専作	長男 ⑤ ⑧ ⑪ ⑮ ⑳ ㉒ ㉔ 3/7 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+わら加工	長男 ㉒ 1/1 戸	⑦ ⑱ 2/2 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+ニワトリ	0 戸	0 戸	① ⑩ ⑫ 3/3 戸	0 戸	0 戸
	+個人酪農	② 1/1 戸	0 戸	1 戸	⑥ ⑭ ⑲ ⑰ 3/4 戸	0 戸
	+共同酪農	主人 ③ ⑨ ⑬ ⑯ 4/4 戸	0 戸	0 戸	⑳	④ ㉑ 1/2 戸
計	延	13 戸	2 戸	4 戸	6 戸	2 戸
	実	13 戸	2 戸	3 戸	5 戸	2 戸

□主婦兼業農家

農家番号の上の主人、長男などは男子の兼業例

ていたのだが、その対策としてすでに酪農部門を定着させているため、やはり兼業余力にとぼしい農家グループである。

第三には、わら加工・ニワトリ、および酪農中止グループでは、1戸の例外もなく兼業に従事していることが注目される。このうち、わら加工・ニワトリグループは、さきにみたとおり、がいて労働力多く耕地すくない農家グループだったが、後者の酪農中止グループは、労働力もやや多いけれども、耕地も広く、1人当り耕地としてみればもつとも大規模経営のグループだった。ここで100%の主婦日雇兼業率をみせている点は注目すべきことだろう。

- 1) ㉒農家であとりの職員兼業がでてきた点は、この集落としては重要なみをもっている。それは、この集落唯一の基幹労働力の安定兼業として、あたらしい兼業タイプだというみだけではなく、

実はこの農家の経営主が実験集落の責任者として、もつとも積極的に各種の事業をおしすすめているその基盤としてのいみをもっている。このあととりは、電気専門学校を卒業した技術者でありげんざい21才だがボーナスをのぞいた月収はほぼ25,000円だという。この農家の64年の米代金は109俵分約650,000円である。そこから各種の費用をのぞけば——この農家は、1.6ヘクタールの耕地全部に直播を（内0.3ヘクタールは植苗紙）おこない、全部コムバイン刈取をしている唯一の農家であり、したがって稲作所得のうち、労賃部分は費用として支出される——のこる所得は息子の所得とおなじか、むしろすくないということになる。2男（19才）も通勤兼業者だということを考えればなおさらだ。経営主は、息子に農業をつがせようという意志はまつたくない。彼がかつては職業軍人であり、地主の分家だつたこの家に養子として入つてきたという経歴の持主だということを考えれば、首肯できる考え方だ。ともかく、息子安定兼業＝将来の農外離脱を前提として、この農家の実験集落事業への積極的姿勢、あるいは身軽さがうみだされている点に注意をうながしたい。

4 経営類型と「近代化技術」

第9表 直播・コムバインの参加状況

農家番号	64年	
	直播田	コムバイン利用
1	10アール	10アール
2	3.0	7.5
3	—	—
4	3.0	3.0
5	4.5	7.5
6	—	—
7	3.5	3.5
8	—	—
9	—	2.0
10	1.5	—
11	—	—
12	—	—
13	—	3.0
14	5.0	3.0
15	—	—
16	—	—
17	—	—
18	—	—
19	3.0	3.0
20	—	—
21	—	—
22	16.0	16.0
23	—	—
24	—	—
25	—	—
	39.5 8戸	48.5 9戸

以上、われわれは最初に設定した経営類型を基準として、平松集落の農業経営のいわば客観的な動向を検討してきた。さいごに、これらの農家グループが、いわゆる大型機械化技術にたいして、どのような対応をしめしているかをみて農業経営動向の概観をおわろう。大型機械化技術というばあい、さいきんにおけるもつとも重要な技術構造の変化として“基盤整備”および“トラクター耕”もとうぜんにふくめなければなるまいが、しかし、それはあとでのべることとして、ここでは直播技術の採用およびコムバインーライス・センター利用のみを検討対象とする。

64年度における直播、およびコムバイン利用は第9表のような状況だつた。前節で注記した²⁹農家の全耕地直播—コムバイン利用を別とすれば、これらの新技術にたいする参加面積は、個々の経営のごく一部分にすぎず、それも全農家25戸の3分の1ていどの農家だけである。この事実のなかには多くの問題がひそんでいとみなければならぬが、ここでの課題は直接にそれを解明することではない。どういふ農家がそれをやっているかをみて、われわれの経営諸類型の特質をよりあきらかにすることが、さしあつたつての問題である。

第10表がそれをしめす。前諸表とおなじ方法で観察すれば、これらの新技術を採用してない農家は、まず一貫して水稻専作経営だつたグループである。7戸中1戸が採用しているにすぎない。これらの農家はがいして耕地規模が小さく、保守的にならざるをえないグループと考えてよい。

つぎにこれらの新技術を採用していない農家グループは、酪農グループであり、7戸中2戸が採用しているだけである。すでにみたとおり、これらの農家は労働力の相対的過剰を基礎として酪農をつづけていたグループだつた。1人当りだけでなく、1戸当りでみても、耕地のすくないグループだつた。

第10表 経営類型と直播およびコムバイン利用

		64年(調査時)の経営類型				
		水稲専作	+ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+共同酪農
62 年 の 経 営 類 型	水稲専作	⑤ ⑧ ⑪ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ 1/7 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+ワラ加工	⑰	⑦ ⑩ 1/2 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	+ニワトリ	0 戸	0 戸	① ⑩ ⑫ 1/3 戸	0 戸	0 戸
	+個人酪農	② 1/1 戸	0 戸	1 戸	⑥ ⑭ ⑱ ⑲ 1/4 戸	0 戸
	+共同酪農	③ ⑨ ⑬ ⑯ 3/4 戸	0 戸	0 戸	⑳	④ ㉑ 1/2 戸
計	延	13 戸	2 戸	4 戸	6 戸	2 戸
	実	13 戸	2 戸	3 戸	5 戸	2 戸

これらの農家にとっては、水稲部門の所得はほんのすこしでもへつてはならない性質のもでり、危険の多い——後述のごとく、現状では直播—コムバイン刈りの技術は農家にとって反収低下技術だというのが通念だ——新技術の採用には消極的たらざるをえない。

しかし、わら加工・ニワトリ類型では6戸中3戸、水稲専作類型のうちの酪農中止グループでは5戸中4戸という採用状況もみられる。とくにここでは後者における密度のたかさが注目され、かれらが以前には共同酪農を一斉に開始したこと——それには相対的に広い耕地面積が基礎となっていた——とおもいあわせて、もつとも積極的農家グループだとしてよい。けれども、すでに指摘したごとく、これらの農家においてこそ主婦日雇兼業がもつとも一般化していたことを考えれば、新技術採用の意味はけつしてただ積極性として過大評価すべきものではなく、むしろかれらが方向を定めかねていることの一表現だと理解されるのである。

三 農業経営の展開過程

前章において、検出された経営類型のうちで、戦略的な意義をもちうるのは、いうまでもなく、水稲専作経営と、水稲+酪農経営（個人酪農・共同酪農の両方をふくむ）のふたつであろう。+わら加工経営については周知のごときわら加工品の市況悪化が条件となつて、早くから衰退過程に入つていたし、また+ニワトリ経営については前出第1表でも示したように、多い経営でも400羽飼養が最高であつて、調査時現在でも顕著な多頭羽化の方向はみられない。だからわれわれの考察はもつぱら水稲専作経営と、水稲+酪農経営に限定する。

これらふたつの経営類型について、前章でみたようなうごきが、どのような具体的な条件に規定されたものであり、またそれは当面、どのような問題点をもっているか、ということが考察の課題である。

1) わら加工については、この集落でおこつたつぎのような事例を指摘しておかねばならない。1961年、当時の共同化ブームを背景として、前章第4節注1でのべた㊟農家を中心として、4戸の農家（㊟農家および㊠・㊡・㊢農家）がわら加工の共同経営をはじめた。130万円で機械を購入し、70万円で70坪の加工場を新設したのだが、一冬操業したのみで、その後は耕地整理にかかつて労働力が調達できぬこと、繩の市況が悪化したことが理由となつて開店休業におちいつた。げんざい、機械は各自、自家用のわら加工に用いることとし、建物は売り出されている。200万円の創業資金は、20万円の自己資金と180万円の近代化資金の借入れて賄つたが、63年からは借入金の償還が始まつた。金利を含めて1戸平均毎年約10万円の償還金負担がかかつてきている。これについて、前出㊟農家は「借金ばかりに繩工場をつづけていたとしても、やはり働いて返さねばならぬ。今は皆土方をして稼いだ金で返しているわけだが、それは働く場所が変わつただけのことで、働いて返すという点ではどこで働くのも同じことだ」とのべている。他の農家もこの説明で納得しているという。

なお、形式的にいえば前章の類型区分で「共同わら加工」の類型設定が必要だが右のようにほとんど稼動しなかつたので省略した。但し㊟農家は以前からわら加工兼業を営んでいたので、62~63年までは、+わら加工類型にいれている。

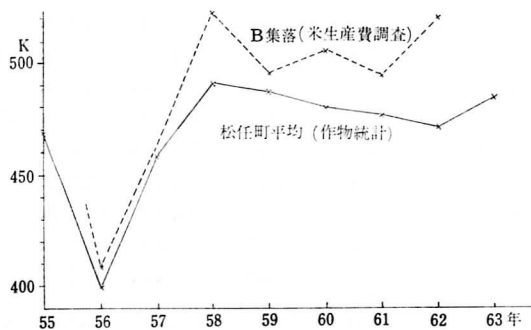
2) +ニワトリ農家についてことわつておけば、この類型はわれわれの実態調査の対象農家に入つてこなかつた。始めから軽視したのではないが偶然そうなつた。

1 プラス・アルファ・ターンの基盤

まず前章でみたような経営分化が、どのような客観的事情を背景としていたものだったかをみておこう。

第1には、この地域の水稲反収があきらかな停滞過程に入つていたという事情がある。

第1図でみるように、松任町全体の反収は58年をひとつのピークとして、62年まで微減をつづける。また、松任町内には、たまたまB集落に米生産費調査の対象農家（5戸）



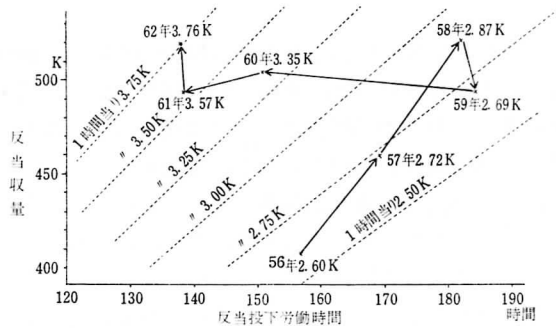
第1図 松任町の水稲反収

があつたので、それについても56年からの反収を例示したが、そこでも反収は58年以後停滞している。後者は62年から、前者の松任町平均は63年から上昇に転ずるが、しかし、その水準は58年の反収をこすに至っていない。

第2に、このような反収停滞にもかかわらず、この時期は生産構造としては重要な転換期だつたという事情がある。米生産費調査農家（B集落，5戸平均）に例をとつて、その点を推察すると、第2図のようなくぎをしめす。これは反収と反当投下労働時間がどのように推移し、その結果、時間当り生産量がどうなつたかをみたものであるが、これによると59年まではむしろ反当投下労働の増加がみられる。

労働多投によつて反収の向上をはかろうとした時期だつた。そしてこの努力は、56年以降の反収向上にむすびついたとおもわれるが、しかし、それは58年でピークに達し、59年には労働時間がふえるにもかかわらず反収はむしろ減少する。時間当り生産量でも、59年まではほぼ2.5キロの線に停滞していた。

60年以降になるとその方向は逆転して、労働時間が大幅に減少したため、反収はそれほどふえないにもかかわらず、時間当り生産量は3.5キロの線にちかづいてくる。59年までと、



第2図 稲作生産力の転換

第11表 作業別労働時間の変化(反当)

	実 数			増 減	
	56年	59年	61年	56~59年	59~61年
選種	0.1	0.3	0.0	+ 0.2	△ 0.3
浸種	0.1	0.2	0.2	+ 0.1	0
苗代一切	7.8	9.9	5.2	+ 2.1	△ 4.7
本田耕起	7.1	8.1	13.2	+ 0.4	+ 1.8
本田代掻	6.1	3.3		△ 2.8	
元肥	3.5	5.4	3.0	+ 1.9	△ 2.4
田植	16.3	16.3	12.2	0	△ 4.1
追肥	3.0	2.0	1.1	△ 1.0	△ 0.9
田草とり	21.7	34.8	19.7	+ 13.1	△ 15.1
灌排水	13.7	9.1	10.0	△ 4.6	+ 0.9
管理	23.2	25.2	24.4	+ 2.0	△ 0.8
稲刈	31.5	47.0	30.9	+ 15.5	△ 16.1
稲扱	15.3	15.5	11.2	+ 0.2	△ 4.3
籾摺	8.1	7.4	7.6	△ 0.7	+ 0.2
合計	157.5	184.5	138.7	+ 27.0	△ 45.8

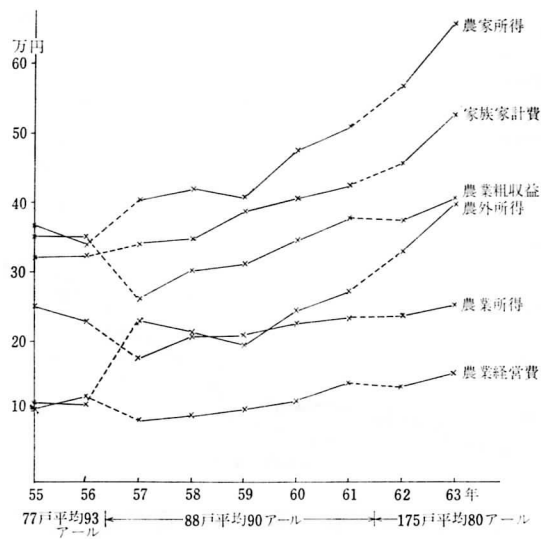
1) 米生産費調査各年次
2) B(調査農家5戸)調査区の平均

60年以降では、反収でみればおなじ停滞傾向にあるのだが、生産力の内容としては異質な段階がふくまれている。

右の労働時間の減少を具体的にみると第11表のようになっていいる。稲刈・田草とりの増加と減少が、全体をうごかしているのだが、労働多投期(59年まで)においては、密植化の進行、中耕除草労働の凋密化などがあつたのだらうし、労働節約期においては、おそらく動力運搬の一般化や、除草剤の普及があつたのであらう。いわゆる戦後段階における“小農技術の一巡”という現象がこの時期にみられる。

第3の事情は、当時の米価がほぼ1万円の水準でよこばいをつづけ農家経済がジリ貧状態にあつた

点である。このような技術変化はとうぜん、生産費の増大をとまうわけだが、それは反収の増加にも、また米価の上昇にも吸収されないで、そのまま反当所得の停滞、もしくは低下となつた。経営面積が一定だとすれば、反当所得の停滞はそのまま農業所得の停滞とみていい。第3図は松任町のものが無いので、石川県平均の農家経済のうごきをみたものだが、農業所得の停滞はかなり顕著なものがある。にもかかわらず当時の農業経営費や家族家計費は一貫した上昇傾向を辿っていた。この矛盾を解決する方法はさしあたりつぎの三つが想定される。第1は経営耕地面積の拡大、第2はあらたな農業部門の追加、第3は農外兼業である。このうち第1の方法については、当時もげんざいも可能性がかざられているとみてよい。また第3の方法に



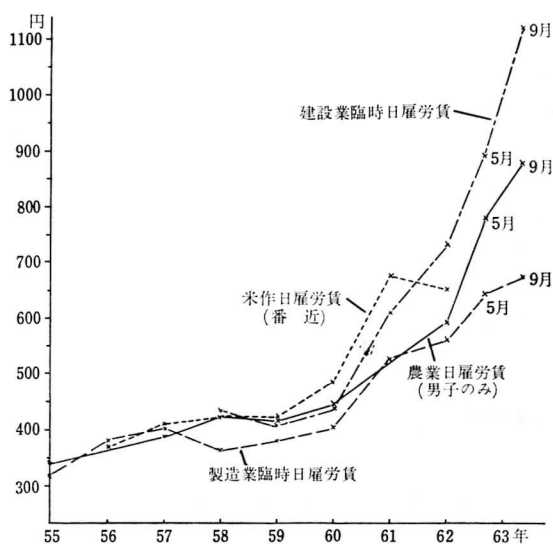
第3図 農家経済の推移(石川県平均)

- 1) 石川県農林水産統計年報各年次
- 2) 下段は農家経済調査の集計戸数と平均耕地
- 3) 点線は調査対象農家の変更もしくは拡大の年次

については、げんざいはともかくとして、当時においてはやはり、ただちに現実化した解決策ではなかつたとおもわれる。第3図によれば、当時の農外所得ののびはがいて停滞的だった。57年をひとつのピークとして以後減少をつづけ、60年からはふたたび増加に転ずるのだが61年になつてもその水準はほぼ57年とおなじでいどにすぎず、農外所得が顕著な増加傾向をみせるのは——調査農家が接続しないが、しかし、県平均でみれば大過ない——ようやく62年以降である。ということは当時の農家にとって、兼業労働市場がまだ充分にはひらかれていなかったことを示唆する。この事情は松任町においても、おなじようなものだったと考えていいし、とくに平松集落のように平均耕地面積が2ヘクタールもあるところ——第3図の県平均農家は1ヘクタール以下——では、農外兼業によつて所得を増加しようという契機は内部的にもよかつた。

かくて、農業経営は第2の方法、すなわち、農業技術の変化によつて過剰化した労働力を基礎として、あらたな農業部門を創設するという方法をとらねばならない。前章でみたような農業経営のはげしい変動は、まさにこのプラス・アルファをもとめた経営転換だった。

その後、農外兼業労働市場が急激に拡大し、そこでの賃金水準も急上昇する。兼業労働市場の拡大を累年でフォローしうる適切な資料がないので、各種の日雇賃金のうごきからそれをうかがうことにすると、第4図がえられる。前述のB集落の米生産費調査(対象農家5戸)から推計したもの以外は、いずれも石川県平均のものであるが、いずれも61年以降になつてはげしい上昇過程に入る。とくにそれは、建設業臨時・日雇労賃でもつとも顕著なうごきとなつている。いうまでもなく建設業は、労働の質の面で農業と近似しているために、既



第4図 日雇賃金のうごき

- 1) 米生産費調査, 農村物価賃金調査, 毎月勤労統計
- 2) 農業日雇労賃以外は男女こみ

存の農業労働力でも、すぐに転用しうるものであるし、さらに臨時・日雇という雇用形態は、農業の季節的繁閑を利用して就労しうる。その賃金水準がもつともするどく上昇したということは、農業経営の採算基盤をせばめ、とくにプラス・アルファ部門のそれをいちぢるしくせばめることとなった。さきにもたような共同酪農の急速な崩壊と、その構成農家にみられた日雇兼業への傾斜は、そのような事情を背景にもついていた。

もちろん上のごとき諸事情は、あくまでも一般的な事情であつて、個々の経営にとつてみれば、さまざまなあらわれかたをする。その点を以下調査事例の実態についてみることにしよう。

2 水稲+酪農経営の展開

(i) 共同酪農の成立と崩壊

平松における共同酪農のうち、第一牧場はげんざいも存続している。これについては、あとまわしとしてさしあたりすでに解散している第二牧場・第三牧場からみていこう。

A 第二牧場 (③・⑨・⑩農家)

この共同経営の構成農家は、いずれも2ヘクタール以上の耕地を経営し、(③農家2.59ヘクタール, ⑨農家2.17ヘクタール, ⑩農家2.11ヘクタール, 第1表参照) 相対的には大規模農家だったが、しかし労働力は多くなかつた。(③・⑨農家は2.5人, ⑩農家のみ3.5人) 前述のプラス・アルファ・ターンの切実さは相対的によかつたとみてよい。また、どの農家も酪農についてはまったくの未経験者だつた。そのため、これらの農家にとって酪農経営を始めたことは「牛とはどういうものであるか、試してみたかつた」(⑩農家)ということであり共同で始めた理由も「人にすすめられたためと、労力がすくなかつたため」であり、かつ失敗のばあいの危険分散も考えていた。

61年に43万円の近代化資金を借り入れて、牛舎の建築費や牛の導入費とした。3戸の農家が1日交替で出役して、最高時には3頭の搾乳牛と2頭の犏をおくまでになつたが、耕地整理が始まつたことで手間が窮屈になり、また当初考へたほどの収益が上らないので、64年9月に解散した。借入金は牛を処分して返済してしまい、いまは建物がのこつている。

64年の暮にはこれも処分し、代金は3戸の農家で分配するという。

「手間だけ損した」というのが、この共同経営の結末である。もつとも飼育中は労賃分配をまったくやらなかつたわけではないが、その額は1日300円でいどであつて、高騰しつた日雇賃金には対抗しえないものだつた。逆にいえば労賃分配を少なくおさえていたの

で赤字を出さずに済んだということである。

B 第三牧場（⑬・⑰・⑳農家）

この共同酪農は、構成農家がそれぞれにちがった性格をもっている点に特徴がある。まず⑬農家は、2.11ヘクタールの耕地、3人の労働力で、第二牧場の構成員と類似した性格、すなわち、プラス・アルファ・ターンの切実さが相対的に乏しい事情をもっていた。これにたいして、⑰農家は耕地1.97ヘクタールでややせまいのに、労働力は4人もあつて、はやくからプラス・アルファ部門を必要とし、そのため、すでに1955年から個人酪農をやっていた。さいごに⑳農家は耕地が1.69ヘクタールしかなくて、もつともプラス・アルファを必要としながらも、労働力が2人しかないためなかなかふみだせなかつた農家である。

このように第三牧場は、第二牧場に比べれば、プラス・アルファ・ターンにも真剣な農家をふくみ、また技術的にも経験者がいたので、当初からかなり大規模なものとして出発した。61年、183万円の近代化資金を借入れ、さらに20万円の自己資金を加えて35坪の牛舎を建て、7頭の搾乳牛を導入した。これは、最高時11頭になる。

やはり1日交替で出役し、それには1日300円の日当を払っていたが、63年10月に解散した。

その理由について、⑬農家は「私は体が弱くて、しばしば他の農家に替ってもらい迷惑をかけている。とくに63年には、入院をしたりしているので遠慮した」という。⑰農家は「多額の投資をしたにもかかわらずそれに見あつた収益が上らなかつたためだ」という。この農家は既述のとおり、55年から個人酪農をやっており、共同酪農を始めてからも4～2頭の個人酪農を併存させていた。それとの対比でみれば、共同酪農の収益はひくすぎたのであろう。さいごに⑳農家は「耕地整理で飼料作物が作れなかつたことと、出役が大変になつたことだ」という。そして、局外者の農家は「第三牧場の解散理由は、耕地整理賛成派と反対派の対立だ」という。いずれも真実の解散理由であらう。技術的にも経済的にも、組織的にも無理な共同経営だつた。

解散時の借入金——183万円そつくりのこつていた——は、牛（100万円）と建物施設（22万）を売却したうえに、各農家が20万円づつ負担して返却した。なお建物と施設は⑳農家がい受け、個人酪農を営んでいる。この農家は既述のとおり、もつともプラス・アルファを必要としていたからであらう。

C 第一牧場（④・㉑農家）

この共同酪農は今も存続している。構成員が2戸であり、かつそれぞれの性格もちがっている。④農家は耕地規模2.39ヘクタール、労働力3人でこの集落では大経営である。そのかぎりでは前述のプラス・アルファ・ターンの切実さはよわいとみてよい。けれども、当主が36才で農業にはきわめて熱心であり、しかも64年春に死亡した父が農協組合長の職にあつて村では指導的な立場にあつたというような事情で、56年から個人酪農を営んでいた。但しこの個人酪農は60年までは育成牛を1頭おいたのみであり、60年になつてそれが2頭になつたという状態であつて、酪農というよりも糞畜としての意味がつかつた。とはいえ、これまでみてきた2ヘクタール以上農家で共同酪農をはじめたものがいずれも、それまでまったく乳牛飼養の経験がなかつたのと対比すれば、④農家ははやくから乳牛を飼養していた点は重要な特質だ。

㉑農家は耕地1.61ヘクタールでこの集落では小規模の方であり、労働力は3人でやや過剰

だつた。プラス・アルファ・ターンの要求はたいへんつよく、その反映としてやはり共同酪農開始以前から2頭の搾乳牛をおいていた。このように第一牧場は、その構成員の性格はちがつているけれども、共同化以前から、酪農飼養の経験をもつていたという共通点があり、その点で第二牧場・第三牧場と区別される。

そのような少数頭飼育の経験をもつていたところへ、当時の多頭化ブームをむかえたわけであるが、その際畜舎の増改築資金として近代化資金を借入れるためと、また、「多頭化しても牛に体をしぼりつけられるのはいやだ」(④農家)という事情があつて、共同化にふみきつた。61年春、144万円の近代化資金を借りて32坪の畜舎を新築し、乳牛は7頭とした。げんざいは10頭に増加し、個人酪農も含めてこの集落における最大飼養規模となつている。年間粗収入140万円、内経常支出が70万円で、のこりの70万円が近代化資金の償還(年20万円、すでに2回償還済)、施設、乳牛等の償却(共同の蓄積分を含めて30万円)、労賃分配(1戸当り約10万円)にあてられる。管理は1日交替だが、その労賃見積は1日400円で、1戸当り月に約6,000円、圃場労働は1時間100円で、それが月平均約2,000円となる。合計毎月約8,000円の労賃分配があり、これが年間で約10万円だという。この労賃水準は前出第4図の日雇労賃にくらべてもいちじるしくひくいわけだが、そのため第二・三牧場のように解散するに至らない理由は、見積り単価がそれらより多少高いこともあろうが、2戸共同のため、相対的に出役日数が多くなり、賃金総額としてはいちおうまとまつた金額になるからだと思われる。たとえば3日交替では単価を400円としても1戸当り月に4,000円でしかなく——前述のように第二・三牧場の1日当り単価は300円だつたので実際は月に3,000円、圃場労働については不明——年額では5万円たらずである。これにたいして、第一牧場が1戸当り10万円の賃金支払ができる点は重要な共同存続の根拠だ。とくにそれは小規模農家の②農家にとって意味がある。というのは、かれはすでに46才であつて日雇仕事に出るのは困難な年令だからだ。いま無理をして、不安定な日雇稼ぎをするよりも、将来も働らせる酪農が有利なのだ。その際独りでやるには、技術的にも資本金でも無理がある。④農家と一緒にやつていれば心配ないということである。1.6ヘクタールの水田を基礎とし老令を理由にして、かれは400円の日当に甘んじなければならない。

経営主の年令を、解散した第二牧場についてみれば、③農家—38才、⑨農家—39才、⑩農家—40才、第三牧場についてみれば、⑬農家—39才、⑰農家—31才、⑳農家—39才というぐあいで、いずれも労賃評価のもつともたかい年令層なのだ。

前述のように、第一牧場のリーダー④農家の当主は36才だつたが、かれはこの日当400円年額10万円——圃場労働は既述のとおり1時間100円となつており一応の水準にあるとみていい——に満足しているのだろうか。

かれの経営としては、プラス・アルファ・ターンの緊要性がよわい点はすでにのべたがききとりによれば、その内容はつぎのとおりである。かれは約100万円の米代金(約200俵の生産、160俵の販売)をもち、そこから30万円の自家労賃以外の現金経営費を払つても70万円が現金所得としてのこる。現金家計費は月4万円だから、年額では約50万円であり、差引20万円は蓄積にまわる。共同酪農部門からの10万円はそれに加算される。この点から、④農家にとって酪農所得はさしあたり、どうしても必要な労賃部分ではない。これはかれが400円の日当でがまんできるひとつの基礎である。が、この点だけなら前述の共同酪農を中止した2ヘクタール以上農家とかわるところはない。労賃評価切下げの可能性はあつても必然性は

ない。むしろ2ヘクタール以上層の労賃評価は、たかいとみななければならぬ。

ここで前述の共同酪農の収益70万円のゆくえをもう一度検討しなければならぬ。まず30万円の償却引当金をみよう。第1牧場の畜舎の建築費は付属施設こみで55万円であつた。耐用年数をかりに20年とみても——新築のばあいの基準は30年とされるが——年額にすれば27,500円である。乳牛の償却をかりに年15,000円とみれば10頭で15万円だ。両者あわせて177,500円となる。蓄積分30万円からこれを差引くと122,500円がいわば過剰に蓄積されている。これをかりに飼育作業の労賃にふりこめば、げんざいの1日400円は、340円増加して、740円となる。飼育労働時間は1日あたりのべ約9時間とされているが、¹⁾実際は夫婦で5時間たらずだということ。あるいは、前述のように、これを年間所得として考えれば、どうにか日雇賃金に対抗しうる水準だといつてよい。④農家の労賃採算はおそらくここをみている。さらにかれの頭の中には、このようにギリギリ賃金を切下げなければならぬ圧迫要因として、近代化資金の年返済額20万円がある。これなかりせば飼育労賃(400円)も圃場労賃(1時間100円)も恰度倍にできるのである。近代化資金さえ返却してしまえば飼育労賃を800円としてもなおかつ若干の剰余がみこめる。全部を労賃換算すれば1日1,140円にはなる、というのがかれの計算だろう。

これをよりはやく達成するために「もう2~3頭ふやして、常時10頭搾乳にしたい」というのがかれの意見だ。そして、それをやるについても「個人でやると体がしぼられるので共同がいい」という。

かくて、この共同酪農は、一方では転用不能の労働力の低労賃評価に基礎をもち他方では低労賃をがまんできる大経営に基礎をもちつつも、どうにか水稲作の週辺に定着している。④農家の心配は、②農家の当主がいつそう年をとることであり、そのさいげんざい高校生である③農家の息子が共同酪農をつぐかどうかということだ。この心配が杞憂でないことは指摘するまでもない。

1) 前出「事業実績報告書」62年、52ページ、家畜管理労働時間集計表の第1牧場の数字による。なお、これら酪農経営の技術問題については、右の資料にくわしいので、ここでは省略した。

(四) 個人酪農の展開

すでにのべたとおり、平松集落における酪農は、耕地がせまく、労働力の相対的に多い農業経営において、個人経営として開始された。技術的には労働力の完全燃焼を目的とし、また経済的には酪農というかたちのプラス・アルファによる所得向上を目的とするものだつた。その後、既述のごとき稲作技術の転換があつて、耕地規模の相対的に大きい農業経営も酪農に参加してくるが、稲作技術の転換はまだ部分的(前出第11表をみよ)だつたので、かならずしもこれらの農家が過剰な労働力をもつようになったとは評価しきれなかつた。共同化の簇出はおそらく、技術的にはこの矛盾を回避しようとしたものにほかならない。他方、これらの農家は経済的にみれば、水稲部門のみで経営の基本的な再生産をおこなう基礎をもち、酪農によつてかならず所得増加を達成しなければならないという必然性がよかつた。外部条件、とくに日雇賃金の上昇という変化のなかで、共同酪農がかんたんに消滅したのは、そこに理由があつた。ともかく、このような推移を経たのち、平松集落の酪農は、ふたたび耕地少なく、労働力多き経営に個人酪農として定着している。その本質は家族労働力の完全燃焼と農業所得の向上をねらいとするものだ。

そのさい、共同酪農を崩壊にみちびいたひとつの条件とした賃金上昇は、個人酪農にも、きびしい圧迫要因となるわけであるが、それをきりぬけてきたさしあたりの対策は乳牛飼育頭数の増加である。

前出第1～2表によると、1960年の水稲＋個人酪農経営は8戸をかぞえるが、そこでの飼育頭数は16頭だった。その後、共同酪農の成立・解散という過渡期を経て、64年には個人酪農が5戸に減少するが、そこでの飼養頭数は30頭に増加する。1戸当りで見れば2頭から6頭に増加した。最低で⑭・⑯農家の5頭、最高は⑥・⑰農家の7頭である。搾乳頭数の最低は3頭、最高は5頭となっている。

この多頭化のプロセスを⑰農家の例でみると、かれは1955年に平松集落としては最初に1頭の乳牛を導入した。56年に結婚して労働力は二夫婦となり、58年には2頭60年には3頭と漸次頭数をましてきた。しかしこの段階まではまだ多頭化の方向はかならずしもはつきりしていなかった。すでにのべたように61年、第三牧場に参加して7～11頭の飼育経験をもつたことが、多頭化へふみきらせる直接の動機となった。かれは第三牧場に参加しつつ4～2頭の個別酪農をいとなんでいたのだが、63年10月の共同解体後、ただちに個別多頭化の方針を確定する。64年に入ってから搾乳頭数の増加と乳量の増加は次々にしめしたとおりだ。年初の2頭から年末の5頭まで一挙に増加しており、それにつれて搾乳量、受取乳代等も増加している。——但し、多頭化とともに1頭当り乳量が低下している点は問題だが、これについては後述——。

第12表 乳牛多頭化の事例
——⑰農家64年——

	搾乳 頭数	搾乳量 キロ	乳代 円	参 考	
				乳価 円	1頭1日 当り乳量 キロ
1月	2	1,395	50,220	36	22.5
2	2	1,305	46,980	36	22.5
3	2	1,395	51,615	37	22.5
4	3	1,800	66,600	37	20.0
5	3	1,860	70,680	38	20.0
6	4	1,800	68,400	38	15.0
7	4	1,860	70,680	38	15.0
8	4	1,860	72,540	39	15.0
9	4	1,800	70,200	39	15.0
10	4	2,170	84,630	39	17.5
11	4	2,100	77,700	37	17.5
12 (予定)	5	2,480	91,760	37	16.0
計	—	21,825	822,005	—	—

⑰農家の酪農経営費の概算は第13表にしめした。ここでことわっておかねばならないのは、乳牛と畜舎の償却費である。前者については「5～6産搾つて出すが、代りの牛を入れるのに5～6万円かかるから年に1万円みればいい」という農家

第13表 ⑰農家の酪農支出

64 年	
飼料費	400,000円
肥料費	20,000
保険料	25,000
治療費	10,000
雑費(種付代)	15,000
(電気代)	70,000
牛	—
償却費(畜舎)	—
計	540,000

の言葉をそのまま採用した。後者についても「既存の畜舎、納屋を自分で改造して使っているので償却費は不要」という言葉をやはりそのまま採用している。そのためこの表の支出額54万円はすくなくに出ている。しかし前表の乳代82万円には、実は犢の代金がふくまれているので、両者は相殺しあうものと考えれば、かれの酪農所得は282,000円だ。月額

23,500円, 日額 783 円である。但し, これは多頭化過程のものであつて, 5 頭搾乳そのものの経営収支ではない。それを 5 頭搾乳に達する 12 月の例から推算すると, 乳代は年額約 108 万円となる。支出は飼料費が若干増加するほかは大きい変動がなく 60 万円みればよいというので, 差引所得は 48 万円, 月額 4 万円, 日額 1,300 円余だ。日雇賃金を若干うわまわる水準にあるとみてよい。

個人酪農経営のうち, われわれの調査対象となつた⑭農家は, げんざい搾乳牛 3 頭だがこれを 5 頭にするといつていた。搾乳牛 3 頭では, 日当は 1,000 円だが, 5 頭にすればそれが 1,500 円になるからだという。また⑯農家は, やはり 3 頭の搾乳牛を 6 頭にするため, 3 頭を育成中だ。このように, ここの個人酪農がいずれも 5~6 頭の常時搾乳をめざしているということは, 右にみたような酪農所得の日雇賃金水準にたいする超過が重要な採算基準だからだとしてよい。

この搾乳牛 5~6 頭という酪農経営は, 他方でこの水稲+酪農のひとつの技術的な限界でもあるようだ。⑰農家の例でみると, 酪農の労働時間は, 牛舎内 5 時間, 草刈 1 時間計 6 時間が常時必要だ。夫婦 2 人で 3 時間だ。

この他に飼料作物の作付やサイロづめなどの作業がある。他方, この農家は約 2 ヘクタールの水稲部門をもつていたから農繁期になると, 両者の労力競合がはげしくなる。これまでは兼業に出ていた 2 人の妹を欠勤させて, きりぬけてきたが, 64 年には 2 人とも婚出したので, 来年からは雇用労働の増加が不可欠だという。

また, 土地利用の面でも酪農と稲作はきびしい競合関係にある。平松における飼料作物の

第14表 飼料作物の延作付面積

		62			63			64		
		頭数	作付面積	1頭当り作付面積	頭数	作付面積	1頭当り作付面積	頭数	作付面積	1頭当り作付面積
共同酪農	第一牧場④	頭	10アール 8.8	10アール	頭	10アール 6.0反	10アール	頭	10アール 10.8	10アール
	⑲		8.2			5.6				
	計	9	17.0	1.9	9	11.6	1.3	10		約2.0
	第二牧場③		1.6			1.6		} 廃止		
	⑩		1.6			1.6				
	⑰		1.6			1.6				
	計	2	4.8	2.4	3	4.8	1.6			
	第三牧場⑬		7.2			2.2				
	⑳	(4)	(10.5)		?	4.9		7	7.6	1.1
	㉑		7.2			3.6		6	5.3	0.9
計	(15)	(24.9)	(1.7)	8	10.7	1.3	廃止			
	11	21.6	2.0							
個人酪農	⑥	4	5.4	1.4	7	3.6	0.5			
	⑳	4	3.0	0.7		1.4		廃止		
	㉒	4	4.4	1.1	5	3.0	0.6	5	6.9	1.4
	㉓	4	4.3	1.1	5	3.1	0.6			

資料第 1 表におなじ, ——は非調査対象

延作付面積をみると第14表がえられるが、これによれば耕地整理期の減少を経て、ふたたび増加しているとはいえ、最高でも1戸当り1ヘクタール（第一牧場④農家）ていどであり、1戸当りにすれば、9（②農家）～20アール（第一牧場、但し②農家は④農家とおなじと推定）にすぎない。そして、この内容は各農家共8～10アールの輪換田をもつ以外はことごとく裏作としての作付なのである。酪農所得が前述のような水準なのにたいし米作のばあい¹⁾は、1日（8時間）当り1,821円、63年加賀地域平均）2ヘクタール以上層のそれは2,770円（63年、石川県）という水準なので、飼料作付はもつばら裏作にたよるといふこととなつている。このことが田植期と飼料作物の収穫期を衝突させ、1戸当り約1ヘクタールという飼料作可能面積の上限を決定し、そこでえられる粗飼料の量がげんざいの反収を前提として搾乳頭数5～6頭という限界を規定している。

⑦農家は多頭化とともに1戸当りの乳量が低下していた——牛の個体差・季節性なども考慮する必要があるが——が、それは右のような限界点にいちぢるしく接近していることを示唆する。牧野玄之助氏は、新潟県安田町の酪農経営を分析して、(一)「既存の稲作栽培をそのままにして乳牛を導入したかたちで、畑及び裏作での飼料作の範囲で2～3頭を搾乳する経営」における搾乳量は1頭年間6～6,400キロ、(二)「酪農専業経営に踏みきつてほとんどの水田を飼料畑に転換し、10頭あるいはそれ以上の規模になる経営」は1頭年間5,660キロなのに、(三)「両者の中間的存在で経営の中心が、乳牛、水稲作いずれの部門にもあり、未だ酪農専業に踏み切れない経営」はわずか4,152キロの1頭年間乳量しか出してない点を指摘しその理由として、やはり労力と土地利用の競合をあげている。²⁾

農外賃金の圧迫に抗して、多頭化してきた平松の酪農は、(三)の中間的段階に対比させることができるわけであるが、それは、畑地をかなりもち、かつ水稲の生産力もひくい新潟県安田町のように、(一)の専業酪農へ到達する条件にとぼしく、限界一杯の多頭化—乳量低下という悪循環になやまねばならない。

それは、ここの酪農経営が、何度も指摘するように、耕地少なく労働力多き経営におこなわれる商品生産であり、本質的には窮迫の商品生産だという点にもとづく。げんざいの乳価、飼料価格などを前提とするかぎり、ここの酪農がどれだけ、外部労賃の上昇に対抗しうるかは重要な問題点である。³⁾

- 1) ここでの一日当り労賃対比は、稲作の季節性と、酪農の通年性を、したがって年所得あるいは反当所得としてはどうかということを見逃している。本文でのべたように、外部労賃にもとづく労賃評価が確立されてきているので、それでも大過ないだろう。酪農家のように転用できない労働力のばあいは別だが。
- 2) 中央畜産研究会「畜産多頭羽飼育経営の実態と問題点——畜産経営の近代化に関する調査結果〔1〕」18～22頁、同会、近代化推進研究資料No. 3、1963年3月。
- 3) 前述②農家は、目下5戸共同（実際は2戸で運営）50頭規模の企業酪農を企画中である。それがどのような問題を提起するかは未知数だが。

(イ) 農業近代化緒施設と酪農経営

右のごとき本質をもつ平松の酪農経営が、直播—コムバイン刈取という新技術にたいして、もつとも消極的な対応をしめたことはすでにのべたが、その他の諸施設・諸技術にたいしてはどうだろうか。

結論からいえば、賛否ふたつの態度がしめされており、酪農経営全体としては否定的な態

度がつよい。典型的な反対論はつぎのようなものだ。

第1は経済上の反対論である。基盤整備で区画・農道が広がり、便利になつたことはたしかだが、それによつて収入がふえるということはなく、むしろ余分の費用がかつた。

第2は労力上の反対論である。基盤整備中は、いつもの年の2年分働らいたが、それでもたりなくて、春耕には大型トラクターを頼まざるをえなかつた。水田の均平と、表土処理のために浮き出した礫を処理しおわるにはまだ数年はかかる。

これらは酪農経営固有の反対論ではないが、しかし、耕地規模少ない酪農経営にとつては、とくにつよく作用している。酪農経営固有の反対論は第3に土地利用の面にあつた。それは飼料作物(裏作)の作付が基盤整備中は制限されざるをえなかつたということだ。もちろんこれは過渡的なものだが、しかし、このために多頭化は基盤整備がおわるまでまたねばならなかつたという。

このような立場からかれらは、既存の耕耘機を利用するために来春のトラクター申込はおこなわず、さらに各種の飼料作物用大型機械もあまり使用していない。それはすでにみたとおり、ここの酪農がすでに小農技術としての水稲省力化を一定の水準まで達成し、それを基礎として余剰労力の完全燃焼をめざして始まつたという本質に根柢をもつ。

水稲作業の省力化をいつそうすめて、それで酪農をやろうというのではなく、「耕耘機でも省力化ができた」ので酪農を始めたのである。その根底には水稲のみでは喰えぬからという経済の論理がよこたわつており、それが水稲のいつそうの省力化—酪農拡大という単線的な技術の論理を否定している。もちろんかれらが、水稲作業のいつそうの省力化をのぞんでいないのではけつしてなく、むしろその希望は非常につよい。かつげんじつには後述するような基盤整備その他による省力化が多頭化のひとつの条件だつたことは、十分に評価せねばならないが、かれらにとつてみればあくまでも水稲所得、あるいは水稲反収が低下してはならないという経済の論理で考えざるをえないのである。

これにたいして、たとえば前述第一牧場の④農家は新技術にたいして、かなり積極的な姿勢をしめす。直播—コムバイン刈取については、やや批判的ながらもとにかく参加し、基盤整備—トラクター耕なども容認している。その経済的基礎がすでにのべたとおりだから、かれのばあいは右の技術の論理を若干は受け入れることができるのだ。かれは賛成論の立場から反対論の論拠をいずれも過渡的なものとして批判しすすんでげんざいの問題点をつぎのように指摘する。

第1は機械の問題だ。かれはモア、尿撒布機などを利用し、第14表でみるようにこの集落最大(1ヘクタール)の飼料作物作付農家だが、これらの機械はたいして使いたいときにはどこかこわれている。

第2はオペレーターの問題で、右の機械を使いたいときには、オペレーターが日雇稼ぎにいつていたのめない。大型トラクターの秋耕を希望しているがそれもできない。

第3は体制の問題だ。右の難点を解決するためには、機械のサービス・ステーションが不可欠だし、さらにオペレーターも常駐体制がのぞましい。だとすればそれは平松—集落のみでは考えられないので、農協もしくは町の規模で共同体制をくまねばならない。というのである。

3 水稲専作経営の展開条件

農業機械化実験集落事業—構造改善事業にもとづく基盤整備事業等の進行過程において、

平松の稲作経営がどのような推移をたどってきたかという点は、これまでの叙述でたりとおもわれるので、ここでは今後の稲作経営がどういう問題をもっているかという点をみてゆこう。その際、右の諸事業のなかでもっとも重要な変化はいうまでもなく基盤整備事業である。それは明治以来の耕地体制を一挙に変革し、好むと好まざるとにかかわらず集落内の全農家が今後、それを基盤として経営を営んでいかねばならない、あともどりできない変化なのだ。したがって、その影響はしだいにより広汎な場面にあられる——たとえば既存の零細な小作地は、30アール区画のなかに埋没してしまい、図面上の抽象的な面積はもっているが実際の耕地では畦畔をもたぬ、というような変化が、今後どうなるかは重要な問題だろう——ものとおもわれるが、さしあたりここでは基盤整備終了後1ケ年の経験のなかであられた問題を指摘しよう。

第1の変化はいうまでもなく耕地区画・農道の拡大、および耕地の集団化という変化だ。後者の実態は第15表に示されるが、耕地整理以前においては、7～9ケ所に耕地をもつ農家がかつとも多く、かつとも分散のひどい農家は17ケ所にも耕地をもつていた(③農家。)

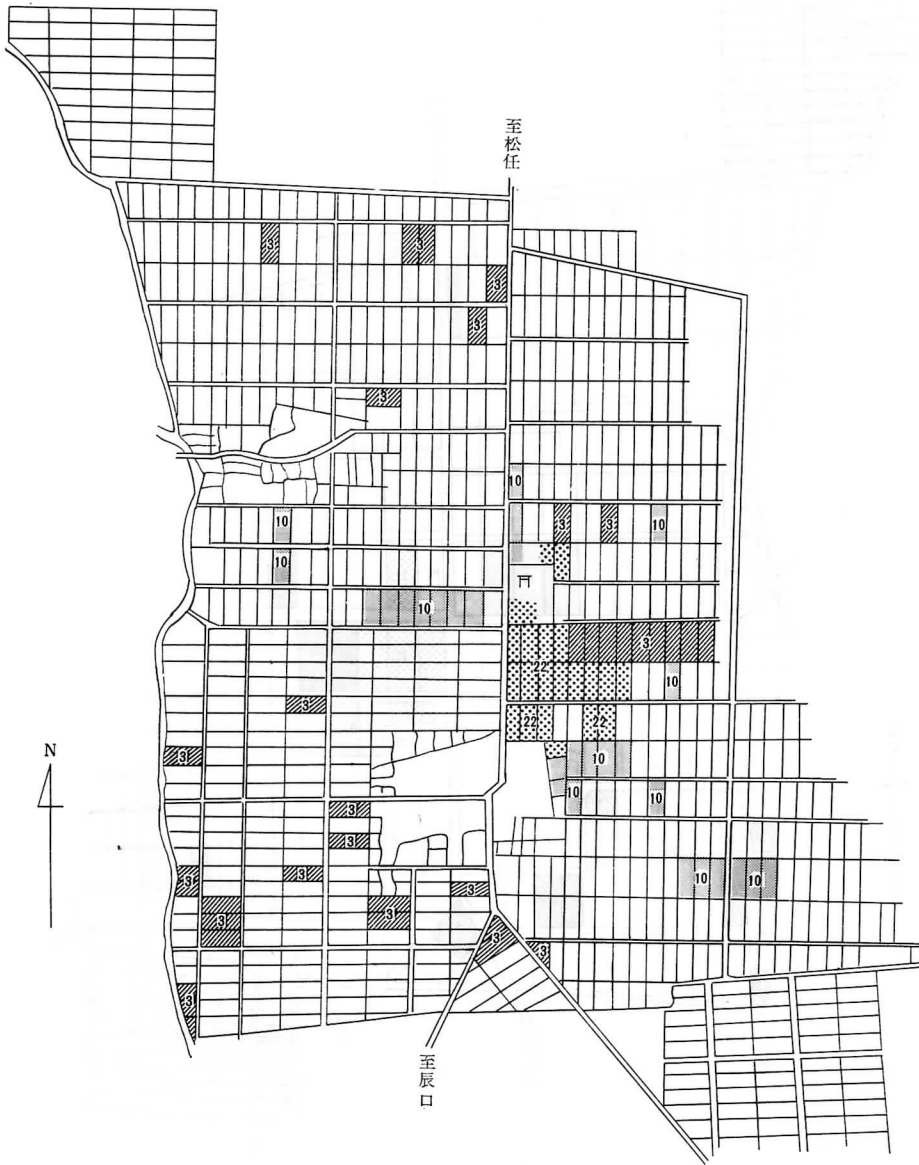
第15表 耕地整理前後の耕地分散

後	前													計
	1ケ所	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～15	～20		
1ケ所		②②												戸 1
2		②④		④	⑫			⑫						戸 4
3				⑤③	⑮	⑨⑪	⑫	⑦⑩						戸 8
4							②⑧	⑬⑭	①⑬ ⑮					戸 7
5								⑮	⑭	⑮	⑥			戸 4
6														戸 0
7												③		戸 1
計	0	戸 2	戸 0	戸 3	戸 2	戸 2	戸 3	戸 6	戸 4	戸 1	戸 1	戸 1		戸 25

1) 分散数は、各農家の耕地図を作つて、遠観したものでげんみつに団地の定義を規定してかぞえたものでない。

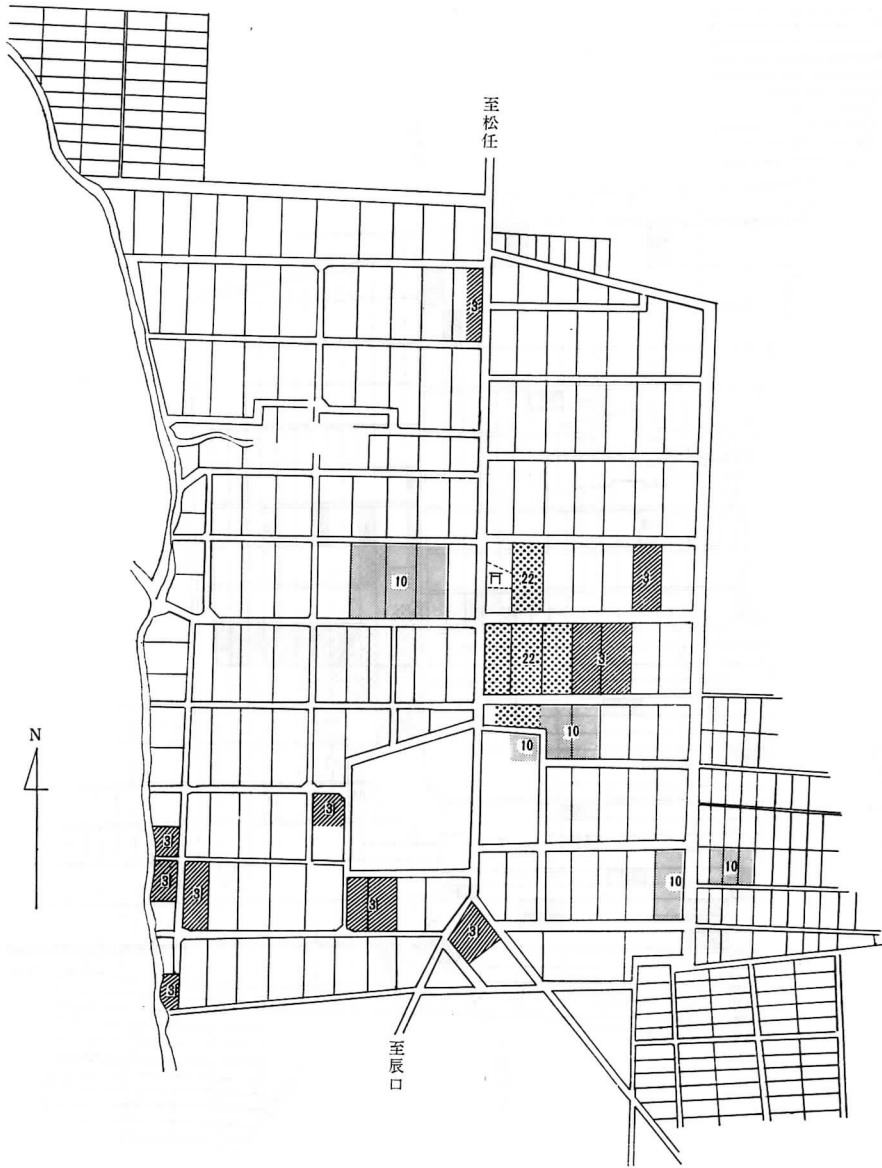
2) 農家番号は第1表とおなじもの。

それが整理後はほとんどの農家が5ケ所以下、とくに3～4ケ所に耕地をもつようになる。もつとも分散している農家でも7ケ所にすぎない。若干の実例をあげると第5図のとおりだ。③農家は17ケ所から7ケ所に耕地がもつとも集団化した事例、⑩農家は7ケ所から3ケ所に集団化した平均的な事例、⑫農家は当初から集団化していてほとんど変化のない事例である②農家のように変化のすくない事例は少数であり、全体として耕地の集団化がいちぢるしくすすんだ点は重要な変化だ。



第5図 耕地集団化の事例(③⑩⑳農家)
基盤整備前

第2に、このような耕地条件の変化を前提として、水稲栽培の省力化がすすんでいる点が指摘できる。それは耕地・農道の拡大や集団化がそれ自体として直接的に省力化をもたらしている変化、あるいは大型ブルドーザーが入つたために地盤がしまつて水持ちがよくなり、水管理の手間が省けるというような変化、あるいは耕地条件の変化を基礎にして各種の農機



基盤整備後

具の作業効率，とくに大型トラクターのそれがたかまつたというようないわば間接的な省力化等々が総合してあらわれた変化だ。この点は多くの農家が異口同音に指摘する変化だが，しかし，それを数量的に把握しえた調査事例についてみると，まだかならずしもそれらが十分に達成されているとは評価しがたい内容をもっている。ききとり調査なので正確さは期待しえないが，第16表によれば60年と，整理完了後の64年を比較して，反当3～4日の省力と

第16表 水稲作業省力化の事例(反当)

	㊹ 農家の例			④ 農家の例		
	60年	64年	増減	60年	64年	増減
苗代	0.5	0.5	0	0.5	0.5	0
本田整地	2.0	1.0	△ 1.0	2.0	1.0	△ 1.0
施肥	1.0	1.0	0	0.3	0.3	0
田植	1.5	1.5	0	1.0	1.0	0
除草	3.0	0.3	△ 2.7	3.0	1.5	△ 1.5
管理	1.0	1.0	0	2.0	1.5	△ 0.5
刈取	0.8	0.8	0	2.0	2.0	0
乾燥運搬	0.5	0.5	0	0.2	0.2	0
脱穀調整	0.6	0.6	0	2.0	2.0	0
出荷	0.1	0.1	0	0.2	0.2	0
合計	11.0	7.3	△ 3.7	13.2	10.2	△ 3.0

なつているにもかかわらず、その内訳は耕耘作業で1日、除草・管理で2~3日となつている。なかんづくいちばん省力化のすすんでいるのは除草だが、これは除草剤の使用に主として依存したものだ。さらに耕耘作業についても、64年は大型トラクターの利用によつて——それも耕地整理がおくれたためやむをえず利用した農家もある点は前述——耕耘そのものは省力化したが、その後の均平作業

で多くの時間がかかるという問題も指摘されていた。このように省力化の内容についてはかなりの問題があるが、そうした方向にうごいていることはまちがいない事実で、それは第17表でしめした雇用労働の減少としてもあらわれている。9戸の調査農家は62年頃までは合計で220人前後の雇用労働を入れていた——但し、注記したように61年の数字には、ワラ加工雇用も入っている。そのためこの数字は単純に比較できないが、㊹・㊺農家から各100人を差引けばやはり稲作雇用は200人余とみてよい——が、基盤整備の半分済んだ63年には148人となり、さらに基盤整備完了後の64年には83人に減少している。なお表中㊹農家のみが若干の雇用増となつているが、この農家は、この年長男(20才農高卒)を親類へ養子にやつて労働力が減少したためそうなつた。稲作労働全体としてはかなり減少している農家である。

第17表 雇用労働の減少事例

農家番号	60年	61年	62年	63年	64年
2	39人	27人	27人	20人	11人
4	46	43	40	30	22
13	33	30	30	28	8
14	30	20	20	10	6
15	14	20	20	15	7
17	5	10	10	10	0
19	12	120※	20	10	10
20	23	20	20	15	19
22	20	120※	30	10	0
小計	222	410	217	148	83

資料 前出第1表におなじ。

※は、あきらかにワラ加工雇用を含む。

この地域の農業雇用は早生1期作という特色を反映して、田植・稲刈に集中しているわけだが、基盤整備—大型トラクター耕が田植期の雇用をへらし、さらにコムバイン刈がまだ部分的だとはいえ、家族労働の限界をこえる部分を刈つているということとで稲刈期の雇用をへらしている。たとえば㊻農家は、これまで2人の稲刈季節労働力を能登からたのんでいたが、64年にはこれを1人にへらし、手にあまつた30アールをコムバインで刈つた。季節労働力がしだいにえにくくなつているのでこれからもそうするという。コムバイン

は、直播について農家の評価がわるく、「あれではイドはん（稲刈の季節労働者）のほうが安上りだ」（⑩農家）という意見が多いが、げんじつに雇用難傾向がつよくなっていることを考えれば、右のごときコムバイン利用は、農家にとつても実的な意味があるといえよう。

第3の変化は反収の低下である。われわれの調査農家のうち、1戸をのぞいて全部がそれを強調していた。ここ数年の反収をフォローしえた5戸の農家について例示すると第18表がえられるが、ここで⑳農家は反収が上昇している唯一の例である。直播栽培にまったく参加していないことが消極的な、そして、酪農開始後意識的に大量の堆肥を施用しているのが積極的な反収増加の理由だ。㉑農家は63年以降全耕地に直播——但し、30アールは植苗紙——

第18表 反収の変化事例

	61年	62年	63年	64年
	kg	kg	kg	kg
②	527	531	527	517
④	548	548	483	510
⑦	572	572	550	540
⑳	525	547	577	600
㉑	528	528	422	410

ききとり調査

をおこなっているのが反収低下の理由だ。④農家は63～64年に若干反収がうわむいているけれども、その64年反収でも62年以前よりはかなりひくい。「63年は整理に手間がとられすぎて反収がよそよりおちた」のだ。②・⑦農家は62年以降漸次的に反収がおちている。このように基盤整備後、全体として反収が低下している。㉑農家以外の農家は、直播栽培に参加している点も反収低下のひとつの理由だが、しかし、直播田以外の水田も反収がおちたという。すべての調査農家が指摘するところによれば、64年の反収は、直播田を論外として

て、基盤整備をしない出耕作地——後述——63年度の整備地区、62年度の整備地区という順序でそれぞれ、30～60キロの反収差があつた。

その理由は、出耕作地はこれまでとまったく条件がかわらないので平年作がとれ、63年度整備地区は事業2年目で工事技術が上達していたため反収低下はそれほどひどくなく、62年度整備地区は表土処理等の工事技術がすべて初めての経験で失敗が多かつたため反収がもつともひどく低下したという。この問題の技術的な説明はまだ与えられていないが、農家のいう理由が正しいとすれば、それはやがてあたらしい耕土培養——㉑農家がすでに実践しているように——によつて解決されると考えられそのかぎりで過渡的な問題といつていいかもしれない。けれども当面の農家経済にとつて、それは決して軽視しえない問題だ。

このことから、第4に稲作生産の面では農家経済は悪化したという変化が指摘される。この基盤整備は1ヘクタール当り、62年度地区で462,000円、63年度地区で602,000円平均して542,000円の事業費を要した。この30%が農家負担だから、平均1ヘクタール当り162,000円余、1戸当りにすれば30万円余の負担だ。但しこれは9年据置、15年償還のためさしあつて問題とはなっていない。いま問題とされているのは、いわゆる設計外工事で64年中に農家がヘクタール当り31,000の費用をすでに負担していることだ。1戸当り約6万円の費用増だ。前述の反収低下は、たとえば第19表でみるような生産量の減少—粗収益減少をもたらしているが、これらはいずれも稲作経済の悪化要因となるものだ。第2の変化として指摘した省力効果もこのマイナスをうめるには、まったくたりないし、かつそれは農薬費、賃耕料金等に相殺される。基盤整備事業の農業経営にとつてのげんみつなバランス・シートをつくるのは、ここでの課題でないが当面右の点は看過しえぬ問題点だ。

さいごに第5の変化は、基盤整備事業が部落耕区のみにかぎられているため、出耕作地がとりのこされて、経営としては二重構造になつてしまつたということだ。前述の耕地区画・

第19表 米生産量の変化事例

農家番号	62年	64年	増減
2	230	223	△ 7
4	210	195	△ 15
7	257	228	△ 29
20	145	159	+ 14
22	140	109	△ 31

ききとり調査

農道の拡大、耕地の集団化は基盤整備区域内のことであつて、前出第5図でも例示されている周辺の出耕作地はそのままのこされている。ただこの実態について、役場当局は8戸、2.7ヘクタールだといひ、農家は12戸、概算9ヘクタール——集落の役員をしている農家に、全戸をチェックしてもらつた——だといつてかならずもはつきりしない。換地図に記載されているものをみると第6図のとおりだが、これによれば9戸の農家が75枚の耕地を基盤整備地区外にもつている。1枚8アールとして約6ヘクタールとみてよい。出耕作地はすくなくともこれ以下ではない。他方第6図には基盤整備地区内の他集落からの入作耕地もしめしてある。不整形な耕地もあつて正確な面積は不明だが約20枚、1筆30アールとすれば約6ヘクタールの入作地がある。基盤整備は46.6ヘクタールおこなつたのだから、そこからこの入作地を差引いた約41ヘクタールが基盤整備地区内における平松集落農家の耕地だ。前出第1表によれば平松の農家の総耕地は約50ヘクタールだ。そのうち41ヘクタールが右のように整備地区内にあれば、のこり9ヘクタールは整備地区外にあるとみななければならない。この9ヘクタールは農家からのききとりと一致する。

ともかく、このように未整備地区がかなりとりのこされている点は、さしあたり農業経営にとって、既存の耕耘機や脱穀・調整機械を処分できない重要な原因だ。前出「実績報告書」の62年と63年を比較すると、この間に⑧・⑩農家は、それぞれ2分の1台所有だつた稲摺機を各1台所有に増加させている。前図でみるように⑩農家がかなりの出耕作地をもつているのが原因であるまいか。さらに64年になつて、⑨農家が中古品ではあるが、耕耘機の更新をしているのも、これが理由とおもわれる。

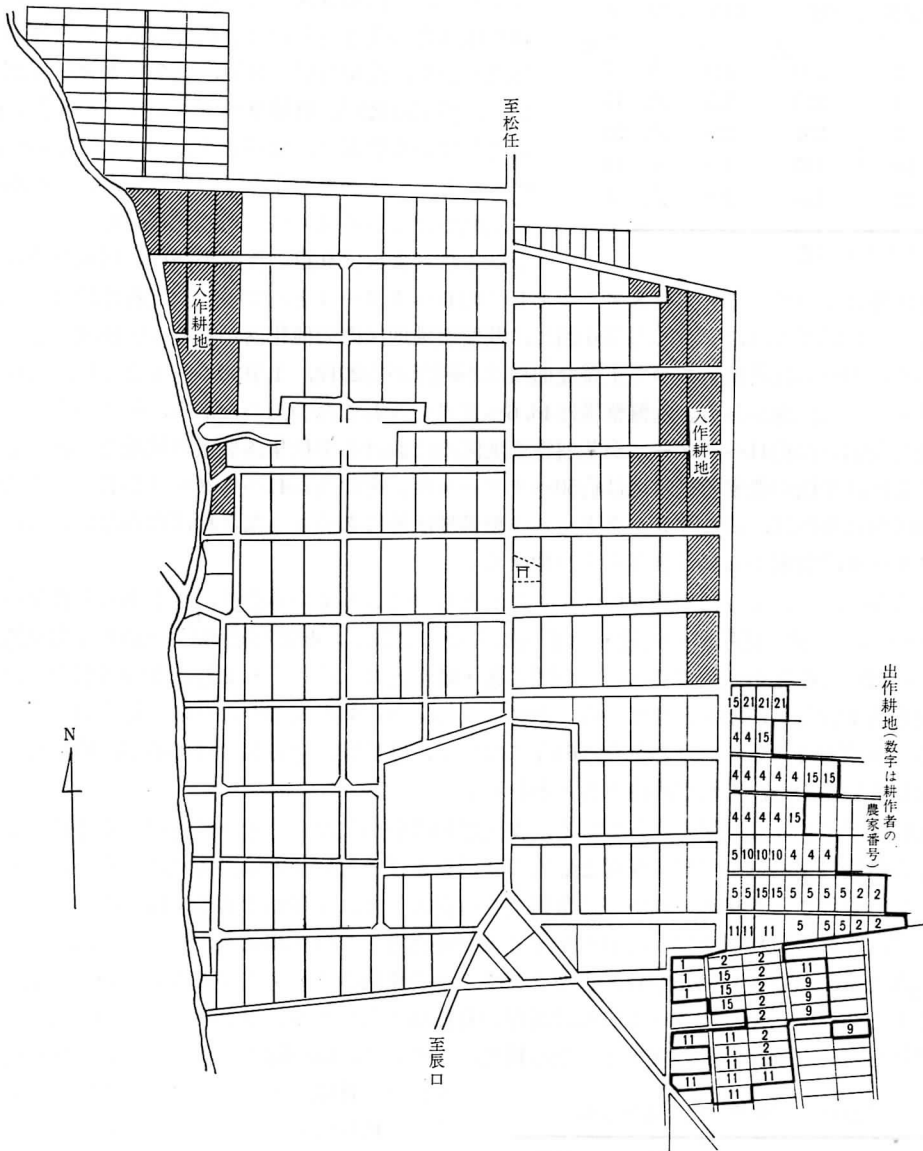
反収低下がかりに回復したとしても、支出増加は解消しない。それに対抗する手段として、既存の農機具を処分して個人経営としての費用をさげるといふ方策が考えられるが、それはしかし、右のごとき耕地—技術の二重構造を前提としては不可能である。逆にそれを前提とすれば、既存の耕耘機をフルに利用することが経営としては合理的だということになり、それは調査時において、65年春耕の大型トラクターの申込がきわめてすくないという現象となつてあらわれていた。30アール区画は既存の耕耘機にとつても、きわめて作業効率をたかめる機能をもつ。既存の耕耘機で手に余る耕地、あるいは、礫の除去が済まないため耕耘機が

第20表 労働生産性の変化事例

		60年	64年
④農家	反収	527kg	517kg
	反当労働日数	13.2日	10.2日
	1日当り生産量	39kg	51kg
⑩農家	反収	525kg	600kg
	反当労働日数	11.0日	7.3日
	1日当り生産量	48kg	82kg

入れない耕地が大型トラクターの申込対象だ。さらに耕耘機についていえば、そのもうひとつの機能—運搬—でも存在理由をもつている。農道の拡張を基礎として、平松においても、軽三輪、四輪車が62年3台、63年6台とふえてきており、耕耘機の運搬機能は相対的に弱化してきているが、早急には消滅しえない。

このように耕地区画の二重性は、ある意味で、この稲作技術構造全体の二重性を象徴する。それはせいぜい2ヘクタールていどの



第6図 基盤整備後の出作・入作耕地

個別零細経営と、大型機械化一貫体系の想定すべき経営との差異を根底にした2重性だ。

前出第16表と第18表をくみあわせて、④・②農家について労働生産性の変化をみると、反収が増加していた②農家はもちろん、反収が低下していた④農家においても、1日当り米生産量はかなり増加している。この点は社会的な生産力の発展と評価してよいが、しかし、すでにのべたようにげんじつの零細農業経営はそのメリットを享受しえない。労働力の過剰化

を顕在化させるのみである。

第21表によれば、松任町においても耕地の購入超過階層は一貫して、1～1.5ヘクタール以上層である。そのかぎり、前述の「耕地規模を拡大する方向」が主として、中上層にみられることはたしかだが、しかし、そのあゆみはこれまでみてきた諸矛盾を解決するにはあまりにもおそい。われわれの調査農家においても、55年以降耕地を購入していた農家は4戸あり、さらに「売り手があれば買う」という農家が多いが、早急には実現しえない。

第21表 自作地売買の状況

		不耕作	5反未満	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2～3町	3町以上	合計	
件	58	譲渡(A)	—	45	31	41	32	28	—	177
		譲受(B)	—	20	27	43	54	33	—	177
		B/A		44	87	105	169	118		
	59	譲渡(A)	1	44	39	51	27	47	1	210
		譲受(B)	3	14	28	47	64	53	1	210
		B/A	300	32	72	92	237	113	100	
	60	譲渡(A)	—	37	56	40	42	32	—	207
		譲受(B)	2	13	34	32	69	57	—	207
		B/A		35	61	80	164	178		
	61	譲渡(A)	1	47	64	66	99	90	1	338
		譲受(B)	—	10	38	79	66	108	4	338
		B/A		21	59	120	143	120	400	
62	譲渡(A)	3	43	31	43	68	62	1	251	
	譲受(B)	—	17	26	41	78	85	4	251	
	B/A		40	84	95	115	137	400		
面	58	譲渡(A)	10アール	42.528	31.506	53.323	36.213	28.308	—	192.018
		譲受(B)	—	21.512	26.116	51.406	66.702	26.212	—	192.018
		B/A		51	83	96	184	93		
	59	譲渡(A)	.602	44.127	53.020	50.307	28.205	58.725	701	235.827
		譲受(B)	10.827	14.022	37.905	43.413	62.429	66.200	821	235.827
		B/A	1.794	32	71	86	221	113	124	
	60	譲渡(A)	—	33.100	58.010	46.509	48.322	43.419	—	229.500
		譲受(B)	3.403	11.917	30.905	32.027	73.626	77.412	—	229.500
		B/A		36	53	69	152	178		
	61	譲渡(A)	114	49.026	68.804	79.910	85.417	133.201	618	417.300
		譲受(B)	—	12.611	38.119	92.724	115.204	154.104	4.328	417.300
		B/A		26	55	116	135	116	666	
62	譲渡(A)	1.321	50.802	38.400	54.317	90.120	66.612	821	302.603	
	譲受(B)	—	15.820	23.203	50.124	100.804	108.824	3.618	302.603	
	B/A		31	60	92	112	163	421		

資料 松任町農業委員会資料

プラス・アルファをめざした経営転換もすでに酪農経営の分化を通じて、一定の結論に到達していた。当面、平松集落の水稲専作経営は、水稲作業の省力化を基礎として、日雇兼業化の方向をいつそうおしすすめねばならない。

農業近代化諸施設の意味は、こうしたプロセスを急速に促進した点にある。

- 1) 前出「実績報告書、62実験年度」16頁は、この点をみあやまつて、雇用労働は62年から減少したとしている。まちがいである。
- 2) 実態調査以後、5戸の農家が耕耘機を更新したという。